

目 次

1. 六ヶ所村財務規則（抄）	1
2. 六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則	58
3. 六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則	65
4. 六ヶ所村物品調達等の競争入札に参加する者の資格等に関する規則	69
5. 六ヶ所村建設工事競争入札参加者資格審査事務処理要領	73
6. 六ヶ所村建設工事等指名業者選定要領	79
7. 六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程	94
8. 六ヶ所村物品調達等指名業者選定規程	98
9. 六ヶ所村建設工事共同企業体取扱要領	100
10. 六ヶ所村建設工事等施行事務取扱要領	107
11. 六ヶ所村最低制限価格制度運用規程	127
12. 六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程	128
13. 六ヶ所村低入札価格調査制調査マニュアル	138
14. 六ヶ所村建設業者等指名停止要領	145
15. 六ヶ所村建設業者等指名停止要領運用基準	161
16. 六ヶ所村談合情報対応マニュアル	166
17. 六ヶ所村検査事務規程	177
18. 六ヶ所村工事監督職員事務規程	183
19. 六ヶ所村工事成績評定基準	190
20. 六ヶ所村公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱	196
21. 公共工事予定価格事前公表事務取扱要領	204
22. 六ヶ所村建設工事等暴力団排除措置要綱	206
23. 六ヶ所村設計変更事務取扱要領	210
24. 六ヶ所村簡易型一般競争入札試行要領	216
25. 六ヶ所村郵便入札実施要領	226
26. 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度を利用する場合 における債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領	231

六ヶ所村財務規則（抄）

制 定 昭和 60 年 5 月 30 日規則第 4 号

（入札関係）

最終改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 5 号

（公共工事の前金払）

第 81 条 支出命令権者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負代金額又は委託金額が 500 万円以上である場合に限り、その 4 割以内（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあつては、3 割以内）の額の前金払をすることができる。

2 前項の規定による前金払を請求しようとする者は、前金払請求書を提出しなければならない。

（公共工事の部分払の請求）

第 81 条の 2 公共工事の部分払を請求しようとする者は、部分払請求書を提出しなければならない。

第 7 章 契約

第 1 節 通則

（定義）

第 136 条 この章において、「契約担当者」とは、村長の委任を受け、又は村長の権限を専決する権限を与えられて売買、賃借、請負その他の契約に関する事務を担当する職員をいう。

第 2 節 一般競争契約

（一般競争入札の参加者の資格）

第 137 条 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないもとする。その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

（一般競争入札の参加者の資格を定めた場合の措置）

第 138 条 村長は、政令第 167 条の 5 第 1 項の規定により一般競争入札に参加

する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等について公示するものとする。

- 2 村長は、一般競争入札に参加しようとする者からの前項の規定に基づく資格の審査の申請をまって、定期又は随時にその者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をするものとする。
- 3 村長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(入札の公告)

第 139 条 村長又は契約担当者（以下「契約担当者等」という。）は、入札の方法により一般競争に付そうとするときはその入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示その他の方法により公告するものとする。ただし、入札者若しくは落札者がいない場合若しくは落札者が契約を結ばない場合において、再度公告して入札に付そうとするとき、又は緊急やむを得ない理由のあるときは、その期間を 5 日まで短縮することができる。

(公告事項)

第 140 条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 注文書、仕様書、図書、見本又は売買若しくは貸与する物件及び契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札執行回数の限度
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 議会の議決を要する契約については、議会の同意があったときにその契約を締結する旨
- (8) 工事又は製造の請負について落札価格に制限を設けるときはその旨
- (9) 契約書の取り交わしの時期
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (11) その他必要な事項

(入札者心得書)

第 141 条 契約担当者等は、一般競争入札の入札者に対し、入札執行前に、別記第 1 の入札者心得書を熟覧に供するものとする。

(入札保証金)

第 142 条 契約担当者等は、一般競争入札に参加する者をして、その者の見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 政令第 167 条の 5 第 1 項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体（公社、公団を含む。）及び独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項の保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証ある債権
- (2) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (4) その他村長が確実と認める担保

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を用いた電子入札による普通財産の売り払いを行う場合は、予定価格の 100 分の 10 以上の入札保証金を納めさせるものとする。

(担保の価値)

第 143 条 前条第 2 項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債

の価格に関する件（明治 41 年勅令第 287 号）の規定及びその例による金額

- (2) 政府の保証のある債権及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
- (4) その他村長が確実に認めた担保 別に定める額
（小切手の現金化等）

第 144 条 出納機関は、第 142 条第 2 項第 2 号で規定する小切手を担保として保管した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、その取立てをし、当該取立てに係る現金を保管しなければならない。

（入札保証金の還付充当）

第 145 条 第 142 条に規定する入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下次項及び次条において同じ。）は、開札が終わった後還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後に還付する。

- 2 落札者は、入札保証金を第 173 条に規定する契約保証金の一部又は全部に充当することができる。この場合において落札者は、入札保証金等充当依頼書を提出しなければならない。

（帰属した入札保証金の処理）

第 146 条 法第 234 条第 4 項の規定により村に帰属した入札保証金は、遅滞なくこれを歳入に組入れるものとする。

（予定価格）

第 147 条 契約担当者等は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者等は、普通財産の売り払い、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、又は測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）、建設関連業務以外の業務、その他村長が必要と認めたものに係る入札に限り、入札前に予定価格を公表すること

ができ、その予定価格を記載した書面を封書にしないことができる。

第 148 条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適性に定めるものとする。

(入札)

第 149 条 入札者は、入札書（様式第 2 号）を 1 件ごとに作成し、記名押印のうえ、封書に入れ、所定の時刻までに入札しなければならない。

2 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(入札の拒否)

第 150 条 契約担当者等は、入札保証金の納付を要する者で、その納付をしない者又は入札締切時刻に遅れた者の入札は、これを拒否するものとする。

(一般競争入札において、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手続き)

第 151 条 契約担当者は、政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を付して村長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けたときは、その理由を関係者に通知するものとする。

(最低制限価格)

第 152 条 契約担当者は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を付する必要があると認めるときは、その理由及びその算出基礎を明らかにして、村長の承認を受けなければならない。

2 第 147 条の規定は、最低制限価格を付した場合に準用する。

(開札)

第 153 条 契約担当者は、開札したときは、開封した入札書の金額及び氏名を順次読み上げ、これを記録してその順位及び落札者を決定するものとする。

2 契約担当者等は、前項の規定により落札者を決定したときは、その場にお

いて口頭でその旨を落札者に通知するものとする。ただし、情報通信技術を用いた電子入札による普通財産の売り払いを行う場合は、同条第1項及び第2項によらないことができる。

(無効の入札)

第154条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公平な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者がした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

(入札中止等)

第155条 契約担当者等は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。この場合においては、すみやかにその旨及びその理由を公告するものとする。

(準用規定)

第156条 この節の規定は、せり売りについてこれを準用する。

第3節 指名競争契約

(指名競争入札の参加者の資格を定めた場合の措置)

第157条 第138条の規定は、村長が政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合にこれを準用する。

- 2 前項の場合において、政令第167条の11第2項の規定により定めた資格が政令第167条の5第1項の規定により定めた資格と同一である等のため、前項において準用する第138条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は、行わず、同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。

(指名基準)

第 158 条 契約担当者等は、政令第 167 条の 11 第 2 項の規定により定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めるものとする。

(入札者の指名等)

第 159 条 契約担当者等は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 5 人以上の入札者を指名するものとする。この場合において、その指名する者に対し、第 140 条各号に掲げる事項を通知するものとする。

2 前項の指名は、公平を旨とし、特別な理由がある場合を除き、いやしくも特定の者に偏重することがあってはならない。

(準用規定)

第 160 条 第 137 条及び第 141 条から第 155 条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第 4 節 随意契約

(随意契約のできる場合の限度額)

第 161 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

1	工事又は製造の請負	130 万円
2	財産の買入れ	80 万円
3	物件の借入れ	40 万円
4	財産の売払い	30 万円
5	物件の貸付け	30 万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

(特定の随意契約の手続)

第 161 条の 2 政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、当該契約に係る件名、概要、契約期間及び相手方の資格要件を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、当該契約に係る相手方の名称又は氏名、金額及び契約の相手方とした理由を公表すること。

(見積書)

第162条 契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積もりに必要な事項を示し、特別の理由がある場合を除き、2人以上から見積書を徴するものとする。ただし、1件の予定価格が10万円を超えない契約をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴収を省略することができる。

(1) 官公署と契約をするとき。

(2) 急須を要する生産品の売却で見積書を徴するいとまがないとき。

(3) 給食施設等において食品の買入れをするとき。

(4) 資金の前渡を受けて契約をするとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴し難いと認められるとき、又は徴する必要がないと認められるとき。

(随意契約の相手方の資格)

第163条 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間随意契約の相手方とすることができない。その者を代理人、支配人として使用する者についても、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(準用規定)

第164条 第148条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

第5節 契約の締結

(契約の締結)

第165条 契約担当者等は、落札者が決定したときは、決定の日から7日以内に、随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取りかわすものとする。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の締結について議会の議決を要する場合において、議会の同意を得たときは、遅滞なく、契約書を取りかわすものとする。

る。

- 3 前項の場合において、契約担当者等は、必要があると認めるときは、議会の同意を得る前に、第1項の期間内に、前項の契約書に代えて、議会の同意があったときに契約の相手方（以下「契約者」という。）に対する意思表示により本契約が締結される旨の仮契約書を取りかわすことができる。

（契約書）

第166条 契約書には、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、各年度の支払い限度額
- (4) 履行期限
- (5) 前金払をするときは、その旨及び方法並びに条件
- (6) 部分払をするときは、その旨及び方法並びに条件
- (7) 概算払をするときは、その旨及び方法並びに金額及び精算の方法
- (8) 給付完了の認否又は検査の時期
- (9) 支払の時期
- (10) 保証金額
- (11) 違約金及び損害補償
- (12) 遅延利息
- (13) 危険負担
- (14) 目的物引渡しの方法及び時期
- (15) かし担保
- (16) 契約紛争の解決方法
- (17) 契約の効力の発生要件
- (18) その他の必要事項

- 2 村長は、必要があると認める場合においては、契約の種類ごとに、標準となるべき契約約款を定めるものとする。この場合においては、その契約約款を公示するものとする。

（契約書等の省略）

第 167 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 物件を売払いする場合において買受人が直ちに代金を納付してその物件を引きとるとき。
- (2) せり売りをするとき。
- (3) 官公署と契約をするとき。
- (4) その他 1 件 30 万円を超えない契約をするとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に契約書を作成する必要がないと認められるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。ただし、1 件 10 万円を超えない契約をするときその他特に請書等を徴する必要がないと認められるときは、この限りでない。
(解除等の約定事項)

第 168 条 契約担当者等は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ約定するものとする。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要のない事項については、この限りでない。

- (1) 次に掲げる場合に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
 - ア 契約者の責めに帰する理由により契約の履行期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - イ 契約者の責めに帰する理由により契約の着手期日を過ぎても着手しないとき。
 - ウ 検査又は監督の実施に当たり契約者又はその現場代理人若しくはその他の使用人がその執行を妨げたとき。
 - エ ア、イ及びウのほか、契約者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- (2) 契約を解除した場合は、契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は村に帰属し、及び次に掲げるところにより、契約代金を支払い、又は違約金若しくは損害賠償金を徴収するものとする。
 - ア 既済部分（工事にあつては、出来形部分で検査に合格したもの並びに部分払の対象となった工事材料及び工事製品をいう。）又は既納部分に

対して、当該部分に相応する契約代金を支払うものとする。

イ 契約保証金を免除したもの（村を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているものを除く。）であるときは、契約金額の 100 分の 10（1 件 500 万円を超えない工事の請負契約にあつては、100 分の 5）以上に相当する違約金を徴収するものとする。

ウ 契約の解除により村に契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として徴収するものとする。

(3) 契約の履行期限までに契約を履行しないときは、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（工事の請負契約にあつては引渡し前の使用及び部分引渡しに係るもの、その他の契約にあつては既納部分に係るものを除く。）につき年 2.7 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として徴収するものとする。

第 169 条 契約担当者等は、違約金又は遅延利息については、契約者に対する支払代金から違約金又は遅延利息を控除し、なお不足のあるときは、別に徴収する旨及び違約金額又は遅延利息が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てる旨を契約書で明らかにしておくものとする。

2 契約担当者等は、契約者に対する支払代金から違約金及び遅延利息を控除しようとするときは、あらかじめ違約金等調書を作成するものとする。

（年度開始前の契約準備）

第 170 条 契約担当者等は、必要があるときは、年度開始前において契約の準備行為をすることがある。

第 6 節 契約の履行

（物品売払代金等の納付）

第 171 条 契約担当者等は、売払い又は交換した物品の引渡しの日からその売払い代金又は交換差金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、第 142 条第 2 項に規定する有価証券等を担保として提供させ、当該物品の引渡しの日から 2 月以内に売払代金又は交換差金を納付させることができる。この場合において、契約担当者等は、契約を履

行しないこととなるおそれがないと認めるときは、担保の提供を免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者等は、物品の売払い又は交換をする場合において、当該物品の売払い又は交換を受ける者が当該売払代金又は交換差金を一時に納付することが困難であると認めるときは、第 142 条第 2 項に規定する有価証券等を担保として提供させ、利息を付して、1 年以内の延納の特約をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、担保を徴せず、又は利息を付さないことができる。

(1) 官公署に売払うとき。

(2) 動物又は生産品を売り払うとき。

(保証人)

第 172 条 契約担当者等は、契約を締結するときは、契約者をして、その者と同等以上の資格及び能力を有すると認められる保証人を立てさせるものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 工事の請負契約

(2) 1 件 200 万円を超えない製造の請負契約

(3) 物品の買入契約

(4) その他契約担当者等においてその必要がないと認められる契約

2 前項の保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、契約者をしてすみやかにこれに代わる者を保証人に立てさせるものとする。

(契約保証金)

第 173 条 契約担当者等は、契約者をして、契約金額の 100 分の 10 (1 件 500 万円を超えない工事の請負契約にあつては、100 分の 5) 以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(1) 契約者が保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 請負代金額が 500 万円以下で、過去 2 年の間に国又は地方公共団体（公社、公団を含む。）及び独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他村長が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 第 171 条第 2 項及び政令第 169 条の 4 第 2 項の規定により延納の特約をした場合において、第 142 条第 2 項に規定する有価証券等を担保として提供したとき。
 - (5) 物件の売払いの場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
 - (6) 随意契約による場合で、予定価格が 130 万円以下であり、かつ、契約不履行のおそれがないとき。
 - (7) 不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他の契約をする場合で、契約の性質上、契約保証金を徴することが適当でない認められるとき。
- 2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。
- (1) 第 142 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券
 - (2) 銀行若しくは村長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証
 - (3) その他村長が確実と認めた担保
- 3 前項第 2 号の担保の価値は、その保証する金額とする。
- 4 第 143 条及び第 144 条の規定は、第 1 項の契約保証金の納付についてこれを準用する。この場合において、同条中「契約締結前」とあるのは、「契約履行前」と読み替えるものとする。

(契約保証金の還付等)

第 174 条 契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下次条において同じ。）は、契約を履行した後に還付する。

- 2 契約者は、物件の売払い又は交換の場合において、全部の代金（遅延利息及び延納利息を含む。）が完納となる際又は代金の延納の担保として金融機関の支払保証のある小切手又は約束手形を提供の際には、契約保証金（政令第 156 条の証券を含む。）を代金に充当することができる。この場合においては、第 145 条第 2 項後段の規定を準用する。

(準用規定)

第 175 条 第 146 条の規定は、村に帰属した契約保証金についてこれを準用す

る。

(部分払)

第176条 契約担当者等は、契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分（工事にあつては、出来形部分で検査に合格したものと並びに契約により部分払の対象とされている工事材料及び工場製品をいう。以下この条において同じ。）又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができるものとする。

2 工事又は製造の請負契約に係る部分払の額は、当該請負契約に係る既済部分に相応する請負代金相当額（以下この条において「出来高金額」という。）の10分の9以内の額とする。ただし、工事の請負契約に係る部分引渡し部分又は性質上可分の製造の請負契約に係る既済部分に対する部分払の額については、この限りでない。

3 前項本文の場合に係る部分払の支払回数は、次の表の基準を超えることができないものとする。

請負代金額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円まで	2回	1回
1,000万円を超え5,000万円まで	3回	2回
5,000万円を超え1億円まで	4回	3回
1億円を超える場合	5回	4回

4 前項の場合における第1回の部分払は、請負代金額に対する出来形の割合が30パーセント以上（前金払をしている場合にあつては、40パーセント以上）の場合でなければ行うことができない。

5 前2項の場合において、継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、同項中「請負代金額」とあるのは「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。

6 前金払をした工事又は製造の請負契約に係る部分払の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。

$$\text{部分払金額} = (\text{出来高金額} \times \frac{9}{10}) - (\text{前払金額} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金額}}) + \text{既に部分払をされている金額}$$

注 第2項ただし書の場合は、算式中「 $\frac{9}{10}$ 」とあるのは「 $\frac{10}{10}$ 」とする。

7 契約担当者等は、継続費、債務負担行為又は繰越しに係る契約について事

業費の精算等のため必要があると認めるときは、前5項の規定によらないで部分払をすることができる。

(監督の職務と検査の兼職禁止)

第177条 契約担当者等は、政令第167条の15第1項に規定する監督の職務を行う職員に、当該監督に係る同条第2項に規定する検査の職務を兼ねさせてはならない。

(検査)

第178条 契約担当者等は、自ら、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約の履行に係る検査を行ない、又は職員をして行なわせるものとする。

2 契約担当者等及び契約担当者等から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては検査調書(様式第3号)を作成するものとする。ただし、契約書及び請書等を省略した契約、単価契約に係るものその他村長が別に定めるものについては、この限りでない。

3 前項ただし書きの規定により検査調書の作成を省略した場合においては、契約担当者等及び契約担当者等から検査を命ぜられた職員は、その代金の支払に係る請求書等に、その契約を履行した旨及びその年月日を記載し、その事実を証明するものとする。

第7節 建設工事の特例

(土地物件の取得等)

第179条 契約担当者等は、工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この節において同じ。)に関し必要な土地その他の物件について、所有権、地上権その他の権利を取得した後でなければ、当該工事を施工しないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合において当該権利者から工事起工の同意を得たときは、この限りでない。

2 契約担当者等は、工事の施工により、漁業権、水利権、鉱業権その他の権利を侵害するおそれがある場合は、工事施工前にあらかじめ当該権利者から工事起工の同意を得るものとする。

(見積期間)

第180条 契約担当者等は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6

条第1項に規定する見積期間において入札を執行するものとする。この場合において、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事以外の工事に係る見積期間には、次の各号に掲げる日を算入しないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、随意契約の見積りの場合にこれを準用する。

（契約書）

第181条 契約担当者等は、別記第2の六ヶ所村工事請負契約約款を標準として工事請負契約書（様式第4号）又は工事請負仮契約書（様式第5号）を作成するものとする。

（着工届）

第182条 契約担当者等は、工事着工後速やかに工事着手届（様式第6号）を契約者に提出させるものとする。

（変更契約）

第183条 契約担当者等は、工事の内容、工期、請負代金その他契約の内容を変更する場合は、工事請負変更契約書（様式第7号）又は工事請負変更仮契約書（様式第8号）を作成するものとする。

（工事完成届）

第184条 契約担当者等は、工事が完成したときは、速やかに契約者をして完成届（様式第9号）を提出させるものとする。

（工事完成延期）

第185条 契約担当者等は、契約者が天災、地変その他やむを得ない理由により契約期限内に工事を完成することができないときは、その理由を記載した延期申請書を提出させるものとする。

2 契約担当者等は、前項の申請書の提出があったときは、その事実を審査し、これを承認することができる。

3 契約担当者等は、契約者の責めに帰する理由により、契約期限内に工事を完成することができない場合において、契約期限後に完成の見込みがあるときは、違約金を徴し、工期の延長を認めることができる。

（工事物件の引渡し）

第 186 条 契約担当者等は、工事が完成検査に合格したときは、契約者の作成に係る引渡書（様式第 10 号）によりその引渡しを受けるものとする。

2 前条及び前項の規定は、部分引渡しに係る工事の完成の場合にこれを準用する。

別記第1（第141条関係）

入札心得書

（競争入札の参加者の資格）

第1条 競争入札には、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、参加することができない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また、同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約（仮契約）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（一般競争入札参加の申出）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに、前条第1項に規定する者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者等にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金）

第3条 入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金（情報通信技術を用いた電子入札による普通財産の売り払いを行う場合は予定価格の100分の10以上）を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債権
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (4) その他村長が確実と認めた担保

3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件（明治 41 年勅令第 287 号）の規定及びその例による金額
- (2) 政府の保証のある債権及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
- (4) その他村長が確実と認めた担保 別に定める額

4 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約）を締結した後に還付する。

5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

6 落札者が契約（仮契約）を締結しないときは、入札保証金は村に帰属する。
（入札保証金の免除申請）

第 4 条 入札参加者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、入札保証金納付の免除を申請することができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 過去 2 ヶ年の間に国又は地方公共団体（公社、公団を含む。）及び独立

行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする、若しくはそれ以上の契約を
2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

- 2 前項の申請をしようとするときは、入札保証金免除申請書（別記様式）に入札保証保険契約の締結を証する書面又は当該関係官公署の契約履行を証明するものを添付しなければならない。

（入札等）

第5条 入札に参加する者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 4 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。
- 6 入札は、郵便によって行うことができない。

（入札の辞退）

第6条 一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

- 2 一般競争入札に参加する者及び指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札にする金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。

3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

(入札の中止等)

第8条 不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるものした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

第10条 村の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（総合評価落札方式にあっては価格及び性能等に係る技術提案が村にとって最も有利なものをもって）を落札者とする。ただし、次条第1項又は第12条に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第11条 競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められると

きは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とすることがある。

- 2 低入札価格調査制度の対象となる競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の当該入札に係る価格があらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査するときには、その者は契約担当者等の調査に協力しなければならない。

第12条 競争入札により工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(同価入札の取扱い)

第13条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の10(1件500万円を超えない工事の請負契約にあつては、100分の5、情報通信技術を用いた電子入札による普通財産の売り払いを行う場合は、予定価格の100分の10)以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

- (1) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券
- (2) 銀行若しくは村長が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(3) その他村長が确实と認めた担保

3 前項第2号の担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第3条第3項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約保証金の免除申請)

第15条 落札者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金納付の免除(様式 1)を申請することができる。

(1) 落札者が保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 第4条第3号の規定に該当したとき。ただし、契約金額が500万円以下に限る。

(3) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他村長が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

2 前項の申請をしようとするときは、契約保証金免除申請書(様式 1)に履行保証保険契約の締結を証する書面又は当該関係官公署の契約履行を証明するものを添付しなければならない。

(契約書の取りかわし)

第16条 落札者は、落札決定の日から7日(契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があった旨の通知を受けた日から7日)以内に契約書(仮契約書)を取り交わさなければならない。ただし、契約(仮契約)締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期限(締結延期の承認を受けたときは、その期限)までに契約書(仮契約書)を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

(保証人)

第17条 落札者は、契約(仮契約)を締結するときは、建設工事若しくは1件500万円を超えない製造の請負の場合又は物品の買入れの場合を除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

(契約書(仮契約書)の提出部数)

第18条 落札者は、契約書（仮契約書）を2通（保証人を置く場合は、3通）
契約担当者等に、提出しなければならない。

別記様式（第4条第2項及び第12条第2項）

年 月 日

六ヶ所村長 様

申請者 印

入 札 （ 契 約 ） 保 証 金 免 除 申 請 書

年 月 日入札（契約）の工事（事業）名
に係る入札（契約）保証金を次の理由により免除して下さるよう申請します。

（理 由）

- 1 保険会社との間に村を被保険者とする入札（契約）保証保険契約を締結している。
- 2 保険会社等に委託して、工事履行保証契約を締結している。
- 3 過去2ヶ年の間に国又は地方公共団体（公社、公団を含む。）及び独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする、若しくはそれ以上の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した。（この場合は、下記の事項について当該関係官公署の契約履行証明書を添付すること。ただし、当村と契約を締結したものについては、下記の事項について記載すれば証明書の添付を省略することができる）

記

契約締結 年 月 日	工 事（ 事 業 ） 名	契 約 金 額	竣 工 年 月 日	担 当 課 確 認 欄

上記のとおり相違ないことを確認する。

別記第2（第181条関係）

六ヶ所村工事請負契約約款

（総則）

- 第1条 乙は、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）に基づき、頭書の工期内に頭書の工事を完成し、この契約の目的物（以下「工事目的物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 2 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがあるものを除き、乙がその責任において定める。
- 3 この契約書の規定による請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによる。
- 9 前2項に定めるもののほか、この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連工事の調整）

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、その施工について、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

- 第3条(A) 乙は、この契約を締結した日から14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 第3条(B) 乙は、この契約を締結した日から14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 第3条(C) 乙は、この契約を締結した日から14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

（契約の保証）

- 第4条(A) 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第5号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証が付されるためのもの
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付されるための措置
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第 4 号及び第 5 号の措置に係る保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1（請負代金額が 500 万円を超えない場合には、100 分の 5）以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 4 号又は第 5 号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があったときは、契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額又は第 2 項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の請負代金額の 10 分の 1（請負代金額が 500 万円を超えない場合には、100 分の 5）に達するまで、甲は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、乙は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

第 4 条(B) 乙は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）が付されるための措置を講じなければならない。

2 前項の保証に係る保証金額（以下「保証金額」という。）は、請負代金額の 10 分の 3 以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の 3 に達するまで、甲は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち、第 13 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 37 条第 4 項の規定による部分払のための確認の通知を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 6 条 乙は、工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人に係る報告)

第7条 甲は、乙に対して下請負人の商号、名称その他必要な事項について報告を求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 甲は、監督職員を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 工事の施工に立ち会い、設計図書に基づき工程を管理し、工事の施工の状況を検査し、又は乙若しくは乙の現場代理人に対して、指示、承諾若しくは協議を行うこと。

(2) 設計図書に基づき工事の施行のために必要な細部設計図、原寸図等を作成して交付し、又は乙の作成する細部設計図、原寸図等を検査して承諾を与えること。

(3) 工事材料を試験し、検査し、又は確認すること。

3 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 甲が監督職員を定めたときは、乙は、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次に掲げる者を定めて、設計図書で定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) (専任の)主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。

3 乙は、前項に規定するものを除くほか、自己の有する権限を現場代理人に委任したときは、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 乙は、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求、同条第5項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を現場代理人に委任しないものとする。

5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書で定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置要求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(現場代理人が主任技術者又は専門技術者を兼任する場合にあっては、これらの者の職務を含む。)の執行について著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督職員は、主任技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理について著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督職員がその職務の執行について著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質は、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものでなければ使用してはならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けなければ工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受け

るべきものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものでなければ使用してはならない。

- 2 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上施工すべきものと指定された工事については、当該立会いを受けなければ施工してはならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工するときは、設計図書で定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 乙は、監督職員が正当な理由がなく前項の請求に応じないため、その後の工程に支障を来すと認めるときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 6 第1項の見本検査並びに第3項及び前項の見本又は工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 甲又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、その日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきを発見した場合において、当該支給材料又は貸与品を工事に使用することが適當でないとき、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

- 6 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はこれらの返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保するものとする。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復を若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責めに帰する理由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合にお

いて、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定する場合のほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

3 前項の規定による調査は、乙を立ち合わせて行わなければならない。ただし、乙が立ち会わないときは、この限りでない。

4 甲は、乙の意見を聴いた上、第2項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査を終了した日から14日以内に、その内容を乙に通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

5 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更をするときは、甲は、乙と協議するものとする。

6 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、前条第5項に規定する場合のほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第 21 条 乙は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第 22 条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に工期の短縮を請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合においても特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 この契約書の規定による工期の変更を必要とした場合の変更後の工期については、甲乙協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあつては甲が工期延長の請求を受けた日、前条の場合にあつては乙が工期短縮の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条(A) この契約書の規定（次条を除く。）により請負代金額の変更を必要とした場合の変更後の請負代金額については、数量の増減が内訳書記載の数量の 100 分の 20 を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合で特別な理由がないとき、又は内訳書が未だ承認を受けていない場合にあつては、変更時の価

格を基礎として甲乙協議して書面により定め、その他の場合にあっては、内訳書記載の単価を基礎として書面により定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

第24条(B) この契約書の規定（次条を除く。）により請負代金額の変更を必要とした場合の変更後の請負代金額については、甲乙協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負代金額の変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して書面により定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 甲又は乙は、工期内でこの契約の締結の日から1年を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、（内訳書及び）物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約の締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合における請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければ

ならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して書面により定める。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰する理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害等)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責めに帰する理由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償又は補償しなければならない。ただし、工事の施工につき乙が損害を防止するのに必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙が負担する。

3 甲又は乙が、第三者に対して損害を賠償する場合は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

4 第1項又は第2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰さないもの(以下「不可抗力」という。)により、工

事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会い、その他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害の区分に応じ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 2 回以上にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額（この条の規定による損害の負担に係る額が含まれているときは、当該額を控除した額とする。）の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を控除した額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更等に代える設計図書の変更）

- 第 30 条 甲は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 25 条から第 27 条まで、第 29 条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合におい

て、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の負担の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき理由又は費用の負担すべき理由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
(検査及び引渡し)

第 31 条 乙は、工事を完成したときは、その完成の日から 5 日以内に完成届により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から 14 日以内に乙の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、第 2 項後段の規定による通知を受けたときは、引渡書により当該工事目的物の引渡しをしなければならない。
- 5 乙は、第 2 項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
(請負代金の支払)

第 32 条 乙は、前条第 2 項の規定による検査に合格し、引渡しをしたときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 40 日以内に請負代金の支払をしなければならない。
- 3 甲は、各年度において、次に掲げる額（以下「年度支払限度額」という。）を限度として請負代金を支払うものとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 4 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の年度支払限度額を変更することができる。
(部分使用)

第 33 条 甲は、第 31 条第 4 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。この場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の

注意をもって使用しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により工事的物の全部又は一部を使用したことにより乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 34 条 乙は、保証事業会社と工期の期限（次項の場合にあっては、甲乙協議して定める期限）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請求書により請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 前項の前払金は、次の方法により分割して支払うものとする。

年度 円以内（ 年度の請負代金の支払限度額の 10 分の 4 以内）

年度 円以内（ 年度の請負代金の支払限度額の 10 分の 4 以内）

年度 円以内（ 年度の請負代金の支払限度額の 10 分の 4 以内）

- 3 甲は、第 1 項の規定による請求を受けたときは、その日から 14 日以内に前払金の支払をしなければならない。

- 4 乙は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、第 1 項の規定による前払金の支払を受けた後、請負代金額の 10 分の 2 以内の前払金の支払を甲に請求することができる。この場合において、乙は、あらかじめ当該前払金に関して保障事業会社と工期の期限を保証期限とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託しなければならない。

(1) 請負代金額が 1,000 万円以上であること。

(2) 工期が 150 日を超えるものであること。

(3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(4) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

- 5 工期が数年度にわたる場合は、前項中「請負代金額」とあるのは「各年度の請負代金の支払限度額」と、「工期」とあるのは「各年度の工事の期間」と、「既に行われた」とあるのは「各年度において既に行われた」と読み替えるものとする。

- 6 乙は、第 4 項の規定による前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ甲又は甲の指定する者の当該前払金に係る認定をうけなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙から当該認定の請求を受けたときは、直ちに認定を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

- 7 乙は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、請求書により第 4 項の規定による前払金の支払の請求を行うことができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

- 8 乙は、請負代金額（工期が数年度にわたる場合にあっては、各年度の請負代金の支払限度額）。

以下この項及び次項において同じ。)が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定による前払金の支払を受けている場合にあっては、10分の6)から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

9 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定による前払金の支払を受けている場合にあっては、10分の6)を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

10 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して書面により返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内において協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

11 乙は、第9項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(保証契約の変更)

第35条 乙は、前条第8項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、請負代金額を減額した場合において前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

(前払金の使用)

第36条 乙は、前払金をこの工事に係る工事材料の購入費、労務費、機械器具の賃借料、機械器具の購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額(以下この条において「出来高金額」という。)の10分の9以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の部分払を請求することができる。この場合において、その請求回数は、工期中次の表に定める回数を超えない範囲内において甲乙協議して定めるものとする。

請 負 代 金 額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円まで	2回	1回

1,000万円を超え5,000万円まで	3回	2回
5,000万円を超え1億円まで	4回	3回
1億円を超える場合	5回	4回

- 2 第1回の部分払の請求は、請負代金額に対する出来形の割合が30パーセント以上（前払金の支払を受けている場合にあつては、40パーセント以上）の場合でなければ行うことができない。
- 3 乙は、第1項の規定による部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から14日以内に乙の立会いの上、前項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、第4項の規定による確認の通知を受けたときは、請求書により部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金の支払をしなければならない。
- 7 第1項の規定により乙が請求できる部分払の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。

(1) 部分払がなされていない場合

$$\text{部分払金額} = \left(\text{出来高金額} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

(2) 部分払がなされている場合

$$\text{部分払金額} = \left(\text{出来高金額} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金額}} \right) + \text{既に部分払をされている金額}$$

- 8(a) 前項の場合において、出来高金額は、内訳書により定める。
- 8(b) 前項の場合において、出来高金額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第6項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 9 工期が数年度にわたる場合は、第1項の表及び第2項中「請負代金額」とあるのは、「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。
- 10 甲は、規則第176条第7項の場合は、第1項の10分の9の割合及び請求回数並びに第2項の割合によらないで部分払をすることがある。この場合において、甲は、乙にその旨を通知するものとする。
- 11 前項の規定により出来高金額の全額の部分払をする場合における当該部分払の額は、第7項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額とする。

$$\text{部分払金額} = \text{出来高金額} - \left(\text{前払金額} + \text{既に部分払をされている金額} \right)$$

(部分引渡し)

第 38 条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第 31 条及び第 32 条の規定を準用する。この場合において、第 31 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第 32 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定において準用する第 32 条第 1 項の規定により乙が請求できる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金額－（指定部分に相応する請負代金額× $\frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}}$ ）

3 (a) 前項の場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、内訳書により定める。

3 (b) 前項の場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第 1 項の規定において準用する第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 39 条 乙は、甲が第 34 条、第 37 条又は前条第 1 項において準用する第 32 条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第 40 条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償のみを請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項（第 38 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 2 年（木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合には、1 年）以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。

3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項に定める部分のか

し（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の請求をしなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第41条 甲は、乙がその責めに帰する理由により工期限内に工事を完成することができないときは、遅延利息の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請負代金額（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第38条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 3 甲は、前項の遅延利息を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

- 4 乙は、甲の責めに帰する理由により、第32条第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れたときは、遅延日数に応じ、未受領金額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に請求することができる。

（検査の遅延の場合における遅延利息）

第42条 甲は、その責めに帰する理由により、第31条第2項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第32条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前条第4項の遅延利息を支払わなければならない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第43条 甲は、乙が次条各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に規定する公共工事履行保証証券に係る保証契約（以下「履行保証契約」という。）の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し、甲が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1）請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）

- (2) 工事完成債務
 - (3) かし担保債務（乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 28 条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者に対する損害賠償債務を除く。）
- 3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に定める乙の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第 1 項の規定による甲の請求があった場合において、履行保証契約の規定により、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（甲の解除権）

第 44 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) その責めに帰する理由により工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 第 6 条、第 10 条第 1 項第 2 号又は第 17 条の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 乙又はその現場代理人若しくはその他の使用人が甲の行う監督又は検査を妨げたとき。
- (6) 第 50 条第 1 項各号に規定する理由によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

第 45 条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第 66 条第 4 項の規定による審決を受け、当該審決が確定したとき（次号に該当する場合を除く）。
- (4) 乙が、公正取引委員会から受けた審決については、独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する審決の取消しの訴えを提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
- (5) 乙又は乙の代理人、使用人その他の従業者（乙が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第

198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

第46条 甲は、工事が完成しない間は、前2条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(違約金の徴収又は契約保証金の帰属)

第47条 (A) 甲は、第44条又は第45条の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の10分の1(請負代金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5)に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として乙から徴収する。

第47条 (B) 甲は、第44条又は第45条の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の10分の3(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として乙から徴収する。

2 甲は前項の違約金を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

3 第1項の場合において、第4条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときは、甲は契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第48条 甲は、第44条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として乙から徴収する。

第49条 甲は、この契約に関して、第45条各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を損害賠償金として乙から徴収する。

(乙の解除権)

第50条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第 51 条 甲は、この契約が解除された場合においては、工事の出来形部分の検査をし、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとする。この場合においては、当該引渡しを受けた工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。
- 2 甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受済済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第 44 条又は第 45 条の規定によるときにあっては前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、その余剰額に年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第 46 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。
 - 4 乙は、この契約が解除された場合において支給材料があるときは、第 1 項の工事の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙は、この契約が解除された場合において貸与品があるときは、甲に返還しなければならない。この場合においては、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 6 乙は、この契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、次項の規定により定めた期限内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は乙に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、解除が第 44 条又は第 45 条の規定によるときは甲が定め、解除が第 46 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(契約保証金の還付)

第 52 条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、乙がこの契約を履行したとき、又は第 46 条第 1 項若しくは第 50 条第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に還付するものとする。

(火災保険等)

第 53 条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定により付すべきこととされている保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 54 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、青森県（中央）建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 55 条 甲及び乙は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、別添仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付する。

(その他の協議事項)

第 56 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(別添)

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び請負者は、下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 青森県（中央）建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者

印

請負者

印

[裏面]

仲裁合意について

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所の起訴に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続きによってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことができない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、青森県建設工事紛争審査会（以下「青森県審査会」という。）は青森県に設置されている。審査会の管轄は、原則として請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、青森県知事の許可を受けた建設業者であるときは青森県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員、又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。

また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士の資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続きは、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

様式第2号（第149条関係）

入 札 書

年 月 日

六ヶ所村長 様

入札者 住 所
氏 名

入 札 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事（事業）番号 _____

工事（事業）名 _____

施工（納入）場所： _____

○六ヶ所村財務規則及び入札心得を守り、御指示の設計書、仕様書、図面その他の条件を承諾のうえ上記のとおり入札します。

○入札書に記載している入札金額に、消費税及び地方消費税額は含まれておりません。

注1. 代理人をもって入札する場合は、代理人の氏名を記入し、代理人の使用印鑑を押印する。

注2. 記載した金額の頭部に「¥」を付すること。

様式第3号（第178条第2項関係）

決裁欄							

検 査 調 書

検 査 種 類	完 成 ・ 出 来 形 ・ 指 定 部 分 完 了 ・ 修 補 完 了		
事 業 名（番 号）	第 号		
種 別	1.工 事 2.設計委託 3.物品購入 4.業務委託 5.その他		
施 行 場 所	六ヶ所村大字 地内		
契 約 金 額	¥ -	変 更 契 約 金 額	¥ -
契 約 年 月 日	年 月 日	変 更 契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 者 名			
履 行 期 限	年 月 日 から 年 月 日 まで		
完 成 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
担 当 課 立 会 者		業 者 立 会 者	
検 査 概 要			
検 査 意 見			

年 月 日

上記のとおり、検査をしました。

検査職員名

印

工 事 請 負 契 約 書

- 工事番号 第 号
- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 六ヶ所村大字 地内
- 3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内
- 5 請負代金額 ¥
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥
- 6 契約保証金 ¥ —
- 7 特定建設資材に係る分別解体等
- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥ —
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥ —
- 8 そ の 他

上記工事について、注文者六ヶ所村（以下「甲」という。）と、請負者（以下「乙」という。）は、別紙の条項（ただし、第 条を除く。）によって請負契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

注文者（甲）

請負者（乙）

工事請負仮契約書

- 工事番号 第 号
- 1 工 事 名
 - 2 工 事 場 所 六ヶ所村大字 地内
 - 3 工 期 甲が本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
年 月 日 まで
 - 4 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 日以内
 - 5 請負代金額 ¥ _____
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ _____
 - 6 契約保証金 ¥ _____
 - 7 特定建設資材に係る分別解体等
 - (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥ _____
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥ _____
 - 8 そ の 他

上記工事について、注文者六ヶ所村（以下「甲」という。）と、請負者（以下「乙」という。）は、次のとおり仮契約を締結した。

（工事請負の予約）

第1条 甲及び乙は、上記工事の請負について、別紙の条項（ただし、第 条を除く）に定める内容の契約を締結することを予約した。

（本契約の成立）

第2条 甲は、前条の工事の請負に係る契約の締結について、六ヶ所村議会の議決を経た場合は、本契約を成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により、別紙条項を内容とする本契約は、締結されたものとする。

（協議事項）

第3条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、当事者協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

注文者（甲）

請負者（乙）

年 月 日

六ヶ所村長

様

請負者 住 所
氏 名

印

着 工 届

下記のとおり工事に着工したのでお届けします。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所

4 着工日 年 月 日

工 事 請 負 変 更 契 約 書

工事番号 第 号

1 工 事 名

2 工 事 場 所 六ヶ所村大字 地内

上記の工事について、 年 月 日注文者六ヶ所村と、請負者 と工事請負契約を締結したが、工事内容の変更によって、次のように工事請負契約の一部を変更する契約を締結する。

(1) 別冊図面及び仕様書のとおり

(2) 増減請負金額 ¥ ー 第 回変更増減額

うち取引に係る増減消費税及び地方消費税の額 ¥ ー

(3) 工期変更期間 年 月 日 までとする。

3 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 変更による請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥ ー

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 変更による請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥ ー (変更後の合計額)

4 そ の 他 その他の事項については、 年 月 日 付の契約事項による。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

注文者（甲）

請負者（乙）

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工事番号 第 号

1 工 事 名

2 工 事 場 所 六ヶ所村大字 地内

上記の工事について、 年 月 日注文者六ヶ所村と、請負者 と工事請負契約を締結したが、工事内容の変更によって、次のように工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結する。

(工事請負一部変更の予約)

第1条 甲及び乙は、上記の工事請負契約の一部を下記のとおり変更する契約を締結することを予約した。

(本契約の成立)

第2条 甲は、前条の工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、六ヶ所村議会の議決を経た場合は、本契約を成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により、下記事項を内容とする変更契約は、締結されたものとする。

(協議事項)

第3条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、当事者協議して定めるものとする。

1 別冊図面及び仕様書のとおり

2 増減請負金額 円 _____ 第 回変更増減額
うち取引に係る増減消費税及び地方消費税の額 円 _____

3 工期変更期間 年 月 日 までとする。

4 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 変更による請負代金額のうち解体工事に要する費用 円 _____

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 変更による請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円 _____ (変更後の合計額)

5 その他 その他の事項については、 年 月 日 付の契約事項による。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

注文者（甲）

請負者（乙）

年 月 日

六ヶ所村長 様

請負者 住 所
氏 名 印

完 成 届

下記のとおり工事が完成したのでお届けします。

記

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所 六ヶ所村大字 地内

4 工 期 年 月 日 から
年 月 日 まで

5 完 成 年 月 日 年 月 日

年 月 日

六ヶ所村長 様

請負者 住所
氏名 印

引 渡 書

下記のとおり、完成検査に合格しましたので引渡しをします。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 六ヶ所村大字 地内
- 4 検査年月日 年 月 日

六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則

制 定 平成 15 年 3 月 24 日規則第 13 号
最終改正 平成 29 年 4 月 24 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項又は 167 条の 11 第 2 項の規定による建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、当該資格の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の参加者の資格)

第 2 条 政令第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定による建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、村の契約の相手方として適当と認められること。
- (2) 第 4 条第 1 項の競争参加資格審査申請書（同条第 2 項の規定により添付しなければならない書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
- (3) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可（同条第 3 項の許可の更新を含む。）を受けていること。

(資格審査)

第 3 条 建設工事の競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、かつ、前条に規定する資格を有するかどうかについて、村長の審査を受けなければならない。

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、隔年に 1 回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の資格審査を行うほか、随時の資格審査を行う。

(資格審査の申請)

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に村長が別に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 定期の資格審査及び追加の資格審査を受けようとする者は、当該資格審査を受けようとする年の1月15日から2月15日までの間に前項の書類を提出しなければならない。

(資格の認定)

第5条 村長は、前条の規定による書類の提出があったときは、六ヶ所村建設業者等級審議会の意見を聴いて、建設工事の施工能力の審査（以下「工事施工能力審査」という。）を行い、第2条に規定する資格があるかどうかの認定を行うものとする。ただし、随時の資格審査を受けようとする者に係る事案については、六ヶ所村建設業者等級審議会の意見を聴かないことがある。

2 工事施工能力審査の基準は、別表第1に掲げる客観的査定要素、別表第2に掲げる主観的査定要素及び有資格技術職員数とする。

3 前項の客観的査定要素及び主観的査定要素の審査の要領は、村長が別に定める。この場合において、客観的査定要素の審査の要領については、建設業法第27条の23第3項の規定により、国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準に準じて定めるものとする。

(有資格者名簿の作成)

第6条 村長は、第5条の規定により、第2条に規定する資格があると認定したときは、建設工事有資格者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(資格の認定結果等の通知)

第7条 村長は、第5条第1項の規定による資格の認定を行ったときは、資格審査を受けた者に対し、遅滞なく、その結果及び第2条に規定する資格があると認定した者については次条第1項の規定により決定した等級を通知するものとする。

(等級の決定)

第8条 村長は、第5条の規定により第2条に規定する資格があると認定した者について、工事施工能力審査の結果に基づいて、第6条に規定する建設工事有資格者名簿の中から、建設工事の種類ごとに等級を決定するものとする。

2 前項の等級は建設工事の種類に応じ次のとおり区分し、その格付けは発注の標準となる請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）によりそれぞれ次のとおりとする。

(1) 土木一式工事

等 級	請 負 工 事 設 計 額
特 A 級	5, 0 0 0 万円以上
A 級	1, 5 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満
B 級	5 0 0 万円以上 1, 5 0 0 万円未満
C 級	5 0 0 万円未満

(2) 建築一式工事

等 級	請 負 工 事 設 計 額
特 A 級	2, 0 0 0 万円以上
A 級	5 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満
B 級	1 3 0 万円以上 5 0 0 万円未満
C 級	1 3 0 万円未満

(3) その他の建設工事（26業種）

等 級	請 負 工 事 設 計 額
特 A 級	2, 0 0 0 万円以上
A 級	5 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満
B 級	3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満
C 級	3 0 0 万円未満

（資格の有効期間）

第9条 定期の資格審査を受けた者に係る第5条の規定により認定を受けた資格の有効期間は、当該資格審査を受けた年の5月1日から翌々年の4月30日までとする。

2 追加の資格審査を受けた者に係る前項の有効期間は、当該資格審査を受けた年の5月1日から翌年の4月30日までとする。

3 随時の資格審査を受けた者に係る第1項の有効期間は、次の各号に掲げる第6条の規定による通知があった日の属する期間の区分に応じ、当該通知があった日から当該各号に掲げる日までとする。

(1) 定期の資格審査を行う年の1月1日から4月30日まで その年の4月30日

(2) 定期の資格審査を行う年の5月1日から12月31日まで その年の翌々年の4月30日

(3) 追加の資格審査を行う年 その年の翌年の4月30日

(六ヶ所村建設業者等級名簿)

第10条 村長は、第8条第1項の規定により等級の決定を行ったときは、六ヶ所村建設業者等級名簿(様式第2号)を作成するものとする。

(六ヶ所村建設業者等級審議会の設置)

第11条 第5条第1項の規定による資格の認定及び第8条第1項の規定による等級の決定に係る建設工事の施工能力について審議させるため、六ヶ所村建設業者等級審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第12条 審議会は、次の事務を処理する。

- (1) 建設工事の施工能力に関すること。
- (2) 建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格に関すること。
- (3) その他村長が必要と認める事項に関すること。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副村長を、副会長は総務課長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、建設課長、農林水産課長、上下水道課長、学務課長をもって充てる。

(審議会の会長及び副会長)

第14条 会長は、審議회를総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、定例審議会及び臨時審議会とする。

2 定例審議会は毎年1回開くものとし、臨時審議会は会長が必要と認めたときに開くことができる。

3 審議会は、会長が招集する。

4 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 審議会の会議は、公開しない。

(審議会の幹事)

第16条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、財政課長及び財政課長があらかじめ指定する職員をもって充てる。
(審議会の庶務)

第17条 審議会の庶務は、財政課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 6 この規則は、平成22年5月1日から施行する。
- 7 この規則は、平成23年5月1日から施行する。
- 8 この規則は、平成29年5月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

客観的査定要素

(1) 経営規模

ア 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高

イ 自己資本の額

ウ 建設業に従事する職員の数

(2) 経営状況

ア 売上高営業利益率

イ 総資本経常利益率

ウ キャッシュ・フロー対売上高比率

エ 必要運転資金月商倍率

オ 立替工事高比率

カ 受取勘定月商倍率

キ 自己資本比率

ク 有利子負債月商倍率

ケ 純支払利息比率

コ 自己資本対固定資産比率

- サ 長期固定適合比率
- シ 付加価値対固定資産比率
- (3) 技術力
- (4) その他の要素項目 (社会性等)
 - ア 労働福祉の状況
 - イ 工事の安全成績
 - ウ 営業年数
 - エ 建設業経理事務士等の数

別表第2 (第5条関係)

主観的査定要素

- 1 工事種類別工事成績
- 2 工事経歴
- 3 建設業労働災害防止協会への加入
- 4 COHSMS の評価取得又は OHSAS18001 の認証の取得 (労働安全衛生マネジメントシステム)
- 5 ISO9001 の認証の取得 (品質マネジメントシステム)
- 6 ISO14001 の認証の取得 (環境マネジメントシステム)
- 7 資格審査対象期間に受けた指名停止の期間
- 8 消防団員協力事業所認定
- 9 地域貢献活動
- 10 環境整備活動
- 11 障害者雇用
- 12 女性技術者雇用
- 13 新規学卒者継続雇用

六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則

制 定 平成 15 年 3 月 24 日規則第 14 号

最終改正 平成 19 年 11 月 30 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づく測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、当該資格の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の参加者の資格)

第 2 条 政令第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づく建設関連業務の競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、村の契約の相手として適当と認められること。
- (2) 第 4 条第 1 項の競争参加資格審査申請書(同条第 2 項の規定により添付しなければならない書類を含む。)の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
- (3) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

(資格審査)

第 3 条 建設関連業務の競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、前条に規定する資格を有するかどうかについて、村長の審査を受けなければならない。

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次の各号に掲げる業種ごとに区分して行う。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

3 資格審査は、隔年に1回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の資格審査を行うほか、随時の資格審査を行う。

(資格審査の申請)

第4条 資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書(別記様式)に村長が別に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 定期の資格審査及び追加の資格審査を受けようとする者は、当該資格審査を受けようとする年の1月15日から2月15日までの間に前項の書類を提出しなければならない。

(資格の認定)

第5条 村長は、前条の規定による書類の提出があったときは、六ヶ所村建設業者等級審議会(六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成15年規則第13号)第11条に規定する六ヶ所村建設業者等級審議会をいう。以下同じ。)の意見を聴いて、第2条に規定する資格があるかどうかの認定を行うものとする。ただし、随時の資格審査を受けようとする者に係る事案については、六ヶ所村建設業者等級審議会の意見を聴かないことがある。

(資格の認定結果の通知)

第6条 村長は、前条の規定による資格の認定を行ったときは、遅滞なく、資格審査を受けた者に対して、当該認定の結果を通知するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 定期の資格審査を受けた者に係る第5条の規定により認定を受けた資格の有効期間は、当該資格審査を受けた年の5月1日から翌々年の4月30日までとする。

2 追加の資格審査を受けた者に係る前項の有効期間は、当該資格審査を受けた年の5月1日から翌年の4月30日までとする。

3 随時の資格審査を受けた者に係る第1項の有効期間は、次の各号に掲げる前条の規定による通知があった日の属する期間の区分に応じ、当該通知があった日から当該各号に掲げる日までとする。

(1) 定期の資格審査を行う年の1月1日から4月30日まで その年の4月30日

(2) 定期の資格審査を行う年の5月1日から12月31日まで その年の翌々年の4月30日

(3) 追加資格審査を行う年 その年の翌年の4月30日

(建設関連業務有資格者名簿)

第8条 村長は、第5条の規定による資格の認定を終了したときは、建設関連業務有資格者名簿（別記様式）を作成するものとする。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

六ヶ所村物品調達等の競争入札に参加する者の資格等に関する規則

制 定 平成 21 年 6 月 11 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項又は 167 条の 11 第 2 項の規定による物品の購入又は製造の請負、賃貸借及び役務の提供（以下「物品調達等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、当該資格の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の参加者の資格)

第 2 条 競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、村の契約相手として適当と認められること。
- (2) 第 4 条第 1 項の競争参加資格審査申請書（同条第 2 項の規定により添付しなければならない書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
- (3) 物品調達等を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

(資格審査)

第 3 条 物品調達等の競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、前条に規定する資格を有するかどうかについて、村長の審査を受けなければならない。

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次の各号に掲げる区分につき行う。

- (1) 物品購入
- (2) 物品製造
- (3) 賃貸借
- (4) 役務の提供

3 資格審査は、隔年に 1 回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の資格審査を行うほか、随時の資格審査を行う。

(資格審査の申請)

第4条 資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書（別記様式）に村長が別に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 定期の資格審査及び追加の資格審査を受けようとする者は、当該資格審査を受けようとする年の1月15日から2月15日までの間に前項の書類を提出しなければならない。

（資格の認定）

第5条 村長は、前条の規定による書類の提出があったときは、六ヶ所村建設業者等級審議会（六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第13号）第11条に規定する六ヶ所村建設業者等級審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、第2条に規定する資格があるかどうかの認定を行うものとする。ただし、随時の資格審査を受けようとする者に係る事案については、六ヶ所村建設業者等級審議会の意見を聴かないことがある。

（資格の認定結果の通知）

第6条 村長は、前条の規定による資格の認定を行ったときは、遅滞なく、資格審査を受けた者に対して、当該認定の結果を通知するものとする。

（資格の有効期間）

第7条 定期の資格審査を受けた者に係る第5条の規定により認定を受けた資格の有効期間は、当該資格審査を受けた年の5月1日から翌々年の4月30日までとする。

2 追加の資格審査を受けた者に係る前項の有効期間は、当該資格審査を受けた年の5月1日から翌年の4月30日までとする。

3 随時の資格審査を受けた者に係る第1項の有効期間は、次の各号に掲げる前条の規定による通知があった日の属する期間の区分に応じ、当該通知があった日から当該各号に掲げる日までとする。

(1) 定期の資格審査を行う年の1月1日から4月30日まで その年の4月30日

(2) 定期の資格審査を行う年の5月1日から12月31日まで その年の翌々年の4月30日

(3) 追加資格審査を行う年 その年の翌年の4月30日

（物品調達等有資格者名簿）

第8条 村長は、第5条の規定による資格の認定を終了したときは、物品調達
等有資格者名簿（別記様式）を作成するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

六ヶ所村建設工事競争入札参加者資格審査事務処理要領

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 11 号
最終改正 平成 19 年 11 月 30 日訓令第 41 号

(趣旨)

第 1 条 六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成 15 年規則第 13 号。以下「規則」という。)に基づく競争入札の参加者の資格審査の事務処理は、この訓令の定めるところによる。

(資格審査の申請)

第 2 条 競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、資格審査を受けようとする年の 1 月 15 日から 2 月 15 日までの間に申請させるものとする。

2 申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 経営事項審査結果通知書の写し
- (2) 工事の営業に係る許可又は登録の証明書
- (3) 登記簿謄本(個人の場合は、営業を証する書面とする。以下同じ。)
- (4) 営業所一覧表
- (5) 工事経歴書
- (6) 技術職員調書
- (7) 納税証明書(直前年度における所得税、法人税及び消費税並びに直前における地方税(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 条及び第 7 3 4 条に規定する普通税及び目的税(これらの規定を準用する場合を含む。))に限る。))。以下同じ。)
- (8) 証明書の写し
 - ア 建設業退職金共済組合加入履行証明書
 - イ 建設業労働災害防止協会加入履行証明書
 - ウ 法定外建設労働災害補償制度加入証明書
 - エ 社会保険料(健康保険・厚生年金保険)納付書・領収書
 - オ 技術職員の証明書(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 7 条第 2 号ハ又は第 1 5 条第 2 号イに該当する職員であることを証する書類)
 - カ 印鑑証明書
 - キ 身分証明書(法人にあっては不要。以下同じ。)
- (9) 使用印鑑届

(10) その他村長が必要と認める書類

(格付基準)

第3条 格付けの審査は、規則別表第1の客観的査定要素及び規則別表2の主観的査定要素の審査結果を総合して得た総合審査数値を基準点数とするとともに、有資格技術職員数による基準により行うものとする。

この場合において、当該総合審査数値に小数点以下の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 有資格技術職員数による基準は、六ヶ所村建設業者等級審議会において別に定める。

3 前項の基準は、六ヶ所村建設業者等級審議会において定めた後、遅滞なく公表するものとする。

(等級別格付基準点)

第4条 前条の総合審査数値に基づく等級別格付基準点数は、六ヶ所村建設業者等級審議会において別に定める。

2 等級別格付基準点数は、六ヶ所村建設業者等級審議会において定めた後、遅滞なく公表するものとする。

(客観的要素)

第5条 客観的要素は、法第27条の23第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事が行う経営に関する客観的事項の審査の結果によるものとする。

(主観的要素)

第6条 主観的要素は、次によるものとする。

- (1) 村の発注する建設工事（法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の工事種類別工事成績及び工事経歴
- (2) 建設業労働災害防止協会への加入
- (3) COHSMSの評価取得又はOHSAS18001の認証の取得（労働安全衛生マネジメントシステム）
- (4) ISO9001の認証の取得（品質マネジメントシステム）
- (5) ISO14001の認証の取得（環境マネジメントシステム）
- (6) 資格審査対象期間に受けた指名停止の期間
- (7) 消防団員協力事業所認定
- (8) 地域貢献活動

- (9) 環境整備活動
- (10) 障害者雇用
- (11) 女性技術者雇用
- (12) 新規学卒者継続雇用

2 主観的要素のうち工事種類別工事成績及び工事経歴の数値は、客観的要素の数値の30パーセント以内とする。

3 主観的要素のうち工事種類別工事成績及び工事経歴の数値の算定は、次の基準によるものとする。

(1) 工事種類別工事成績 15点

(2) 工事経歴

ア 村工事請負実績額 10点

イ 契約件数 5点

(3) 以上30点満点として評点し、その対象工事は、130万円未満の建設工事を除くものとする。

4 評点方法は、次の区分によるものとする。

(1) 工事種類別工事成績

工事成績の平均点	付与点数
100点 ~ 96点	15点
95点 ~ 91点	12点
90点 ~ 81点	9点
80点 ~ 71点	6点
70点 ~ 60点	3点

(2) 工事経歴

ア 工事請負実績額

工事金額	付与点数
50,000千円以上	10点
30,000千円以上50,000千円未満	8点
15,000千円以上30,000千円未満	6点
10,000千円以上15,000千円未満	4点
10,000千円未満	2点

イ 契約件数

件数	付与点数
10回以上	5点
8回～9回	4点
5回～7回	3点
3回～4回	2点
1回～2回	1点

(3) 主観的要素の数値の算式

客観的数値×0.3×

(工事種別別工事成績点数) + (工事請負実績点数) + (契約件数点数)

30

(4) 前号の点数は、小数点以下を切り捨てるものとする。

5 主観的要素のうち工事種別別工事成績及び工事経歴以外の数値の算定は、次の基準によるものとする。

- (1) 建設業労働災害防止協会への加入 5点
- (2) COHSMS の評価取得又は OHSAS18001 の認証の取得 (労働安全衛生マネジメントシステム) 10点
- (3) ISO9001 の認証の取得 (品質マネジメントシステム) 10点
- (4) ISO14001 の認証の取得 (環境マネジメントシステム) 10点
- (5) 資格審査対象期間に受けた指名停止の期間 1ヶ月につき-10点
(-50点が上限)
- (6) 消防団員協力事業所登録 5点
- (7) 地域貢献活動 1件につき1点(5点が上限)
- (8) 環境整備活動 1件につき1点(5点が上限)
- (9) 障害者雇用 1人につき2点(10点が上限)
- (10) 女性技術者雇用 1人につき2点(10点が上限)
- (11) 新規学卒者継続雇用 1～3年目1人につき2点
(10点が上限)

(審査資料の作成)

第7条 工事を所管する課等の長は、前条第1項に規定する工事について調査を行い、工事成績評定書（別記様式）を作成するものとする。

(格付資料)

第8条 建設業者の格付けに関する資料は、次によるものとする。

- (1) 申請書
- (2) 工事成績評定書
- (3) その他格付けに必要な資料

(格付けの決定)

第9条 村長は、六ヶ所村建設業者等級審議会の審査を経て格付けを決定するものとする。

別記様式（第8条関係）

決 裁 欄	検 査 担 当 課					

決 裁 欄	事 業 担 当 課					

年 月 日

工 事 成 績 評 定 書

事業名（番号）													
契約額（税込み）		¥	-				契約年月日						
請 負 者						工 期		年 月 日 から					
								年 月 日 まで					
工 種						完 成 年 月 日		年 月 日					
						検 査 年 月 日		年 月 日					
考 査 項 目		考 査 点								合 計 点 (A + B)	備 考 (所 見)		
		監 督 職 員 (A)				検 査 職 員 (B)							
		A	B	C	D	A	B	C	D				
① 施 工 の 体 制	施 工 の 能 力	現場代理人の管理能力	5	4	2	0	/				点		
		技術者 技術能力	3	2	1	0							
		人員配置	3	2	1	0							
		労働者 施工能力	3	2	1	0							
		人員配置	3	2	1	0							
	施 工 者 の 熱 意	仕事への積極性	2	1	0.5	0							
		監督職員との協調性	2	1	0.5	0							
		誠 実 性	2	1	0.5	0							
		創 意 工 夫	2	1	0.5	0							
	機 施 械 工	性 能	2	1	0.5	0							
配 置		2	1	0.5	0								
渉 地 外 元	関係法規の遵守	3	2	1	0								
	工事による障害の 防除に対する努力	3	2	1	0								
② 工 事 の 実 施 状 況	工 程 管 理	一般事項 施工計画	5	4	2	0	/				点		
		工程管理 試験設備	5	4	2	0							
		試験結果	3	2	1	0							
		出来形管理	3	2	1	0							
		品質管理	5	4	2	0							
	管 現 理 場	書類整備	4	3	1	0							
		交通処理	4	3	1	0							
		管 安 理 全	施設 指導	5	3	1							0
	③ 現 地 検 査	出 品 来 形 と 検 測 値	品質	7	5	3							0
			出来ばえ	7	5	3							0
検 測 値			7	5	3	0							
考 査 点 ① + ② + ③										点			
評 価		A(100~85) B (84~70) C (69~60) D (59~0)											
監 督 職 員 職 氏 名						検 査 職 員 職 氏 名							
		印				印		印					

※ 「考査点」欄には考査項目ごとに該当する欄に○印で記入すること。

六ヶ所村建設工事等指名業者選定要領

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 14 号
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 9 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 工事の指名業者等の選定（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 建設工事共同企業体の方法による指名業者等の選定（第 9 条—第 14 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、六ヶ所村における建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の指名競争入札に付す場合に業者の指名並びに随意契約の選定に関し、適正に行うため、その基準を定めるものとする。

（指名業者等の選定の基準）

第 2 条 契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 136 条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）及び工事等担当課長（以下「契約担当者等」という。）は、工事若しくは建設関連業務を指名競争入札に付そうとする場合、又は随意契約によろうとする場合においては、建設業者又は建設関連業者の選定を厳正かつ公正に行うものとする。

2 前項の場合において、契約担当者等は、六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成 15 年訓令第 6 号。以下「選定規程」という。）及び六ヶ所村建設工事共同企業体取扱要領（平成 15 年訓令第 17 号。以下「共同企業体取扱要領」という。）並びに六ヶ所村建設工事施行事務取扱要領（平成 15 年訓令第 15 号。以下「工事施行事務取扱要領」という。）及びこの要領の定めるところにより選定を行い、これらを的確に運用するものとする。

（秘密の保持）

第 3 条 この訓令の規定による建設業者又は建設関連業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に努めるものとする。

第 2 章 工事の指名業者等の選定

（等級名簿からの選定）

第 4 条 契約担当者等は、第 2 条第 1 項の建設業者（以下「工事の指名業者等」とい

う。)の選定に当たっては、六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成15年規則第13号。以下「建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則」という。)第10条に規定する六ヶ所村建設業者等級名簿(以下「建設業者等級名簿」という。)により、当該工事の種類及び請負工事設計額に応じ、これに対応する等級に属する等級名簿掲載業者(建設業者等名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)の中から選定するものとする。

2 契約担当者等は、前項の等級名簿掲載者が少数である場合その他適当な数の指名業者等を指名するため必要があると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、当該工事の種類及び請負工事設計額に応じ、これに対応する等級の直近の上位又は下位の等級に属する等級名簿掲載業者の中から工事の指名業者等を選定することができる。ただし、その数は、選定される工事の指名業者等の総数の2分の1を超えることができない。

3 契約担当者等は、次に掲げる工事については、前2項の規定にかかわらず、六ヶ所村建設工事指名基準(別記1)により、当該工事の種類に応じ、等級名簿掲載業者の中から工事の指名業者等を選定することができる。

(1) 施行に当たり特殊又は高度な技術を必要とする橋りょう工事、トンネル工事、ダム工事、海中工事、下水処理施設工事、ホンプ場工事、推進工事その他の特別な技術を必要とする工事として村長が別に定める工事

(2) 全体工事計画の一部を施行する工事その他の村長が別に定める工事

(3) 災害その他の理由により特に緊急に施行する必要がある工事

(選定の留意事項)

第5条 契約担当者等は、工事の指名業者等選定に当たっては、選定しようとする者について、別表に掲げる項目ごとに同表に定める基準及び運用により審査するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

2 契約担当者等は、工事の指名業者等の選定に当たっては、前項の規定によるもののほか、次の各号に規定するところによるものとする。

(1) 委託設計に係る工事については、当該委託設計業者と密接な関係にある建設業者を排除すること。ただし、予定価格を入札前に公表して入札を実施する工事については、この限りではない。

(2) 同一の工事については、代表者が同一人である建設業者(事業協同組合の場合は当該事業協同組合とその組合員、経常建設共同企業体の場合は当該経常建設共

同企業体とその構成員)を重ねて選定しないこと。

(指名業者の数)

第6条 契約担当者等は、工事を指名競争入札に付そうとする場合は、当該工事の請負工事設計額に応じ、次表に定める数の建設業者を指名するものとする。

請負工事設計額	指名業者の数
3億円以上	10者程度
4,000万円以上3億円未満	7者程度
1,000万円以上4,000万円未満	6者程度
1,000万円未満	5者程度

2 契約担当者等は、前項の規定に係らず、次に掲げる場合においては、当該工書の種類、内容等に応じ適切な数の建設業者を指名することができる。

- (1) 共同企業体取扱要領による工事を発注しようとするとき。
- (2) 第4条第3項第1号に掲げる工事を発注しようとするとき。
- (3) 公共の安全の確保を図るため、施行に当たり特に慎重な配慮を必要とする工事を発注しようとするとき。
- (4) 出水期等の自然的制約等を考慮して施工する必要がある工事で隣接又は近接するものを集中的に発注しようとするとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、これら準ずるものとして工書の種類、内容及び建設業者の能力等を勘案して村長が適当と認める工事を発注しようとするとき。

(村外建設業者の選定)

第7条 契約担当者等は、工書の指名業者等に村外建設業者（主たる営業所が村内に存在しない建設業者をいう。以下同じ。）を選定しようとするときは、建設業法第3条第1項に規定する営業所を県内に設けている有資格者名簿登載業者の中から選定するものとする。ただし、次表に掲げる特別な技術を必要とする工事を発注する場合等で、当該営業所を県内に設けている有資格者名簿登載業者がないとき、又は適当な指名業者を確保する必要がある場合は、この限りでない。

工 事	建設業法上の業種区分
プレストレストコンクリート構造物工事	土木工事業、建築工事業、鋼構造物工事業
発電設備工事、ポンプ場電気設備工事	電気工事業
鋼橋上部工製作及び架設工事、ゲート製作及び据付工事	鋼構造物工事業
ポンプ場機械設備工事	機械器具設置工事業

(業者指名審査会の審査)

第8条 契約担当者等は、工事の指名競争入札に参加させようとする者に必要な要件(以下「指名要件」という。)を設定しようとするときにあつては、指名要件の内容について、指名業者等を選定しようとするときにあつては、当該工事の指名業者等の適格性について、六ヶ所村業者指名審査会による審査に付するものとする。

第3章 建設工事共同企業体の方法による指名業者等の選定

(指名業者等の選定)

第9条 契約担当者等は、次に掲げる工事の指名業者等を選定しようとするときは、特定建設工事共同企業体の方法によることができるものとする。

(1) 土木一式工事で請負工事設計額が5億円以上のもの

ただし、特別な技術を必要とする工事であつて、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に集結する必要がある、及び効果的かつ円滑な共同施工を確保できると認められる工事については、2億円を超えるもの

(2) 建築一式工事で請負工事設計額が5億円以上のもの

(3) 設備工事及びその他の請負工事設計額が1億5千万円以上のもの

(種類)

第10条 特定建設工事共同企業体は、次のとおり区分するものとする。

(1) 地域限定型特定建設工事共同企業体 村内建設業者(主たる営業所が村内に所在する建設業者をいう。以下同じ。)のみで構成されている特定建設工事共同企業体

(2) 混合型特定建設工事共同企業体 村内建設業者と県内建設業者で構成されている特定建設工事共同企業体

(3) 一般型特定建設工事共同企業体 大手県外建設業者のみで構成されている特定建設工事共同企業体

(地域限定特定建設共同企業体の対象工事)

第11条 地域限定型特定建設工事共同企業体の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 村内建設業者が単独では施工することが困難であると認められるが、技術的難度、規模等に照らして村内建設業者が複数で共同施工することにより施工することが可能であると認められるもの

(2) 工期が短期間で工事量が多いことから、村内建設業者に施工させることが適当でないと認められる工事で、技術的難度、規模等に照らして、村内建設業者に複

数で共同施工させることが適当であると認められるもの

- (3) その他特別な技術を必要とする工事であって村長が別に定めるもの
(混合型特定建設工事共同企業体の対象工事)

第12条 混合型特定建設工事共同企業体の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域限定型特定建設工事共同企業体では施工することが困難であると認められるが、村外建設業者と共同施工することにより施工することが可能であると認められ、かつ、村外建設業者が技術及び経験を吸収し、施工能力を取得することができるものと認められるもの
- (2) 特殊な工法等を必要とする工事で、地域限定型特定建設工事共同企業体では、安定的な施工を確保することが困難であると認められるが、特殊（高価又は大型であること等を含む。）な施工機械を保有する村外建設業者と共同施工することにより安定的な施工を確保することができるものと認められるもの
- (3) その他特殊な工法又は施工機械を必要とする工事であって村長が別に定めるもの
(一般型特定建設工事共同企業体の対象工事)

第13条 一般型特定建設工事共同企業体の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特に技術的難度が高く、高度な施工管理を必要とする工事で、確実かつ円滑な施工を図るため複数の大手県外建設業者に共同施工させることが適当と認められるもの
- (2) 特に技術的難度が高く、かつ、短期間の工期で工事量が多い工事で、確実かつ円滑な施工を図るため複数の大手村外業者に共同施工させることが適当と認められるもの
- (3) その他特殊な工法又は特殊な施工機械を必要とする工事であって村長が別に定めるもの
(特定建設工事共同企業体の構成員)

第14条 特定建設工事共同企業体の構成員は2から5とする。

- 2 前項の特定建設工事共同企業体の各構成員の数は、当該工事ごとに村長が定めるものとする。
- 3 前項の特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 建設業者等級名簿において、当該工事に対応する工事の種類における等級が最上位又はその直近下位として格付されていること。
- (2) 当該工事に対応する建設業の許可業種（建設業法別表の業種をいう。以下同じ。）について、当該許可を有しての営業年数が5年以上（相当の施工実績を有し確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められるときは、3年以上）あること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請負人としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事について施工実績（下請負人としての施工実績を含む。）があること。
- (4) 当該工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は国家資格を有する主任技術者（同条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）を工事現場ごとに専任で配置することができること。

別記 1

六ヶ所村建設工事指名基準

六ヶ所村建設工事等指名業者選定要領（平成 15 年訓令第 14 号。以下「選定要領」という。）第 4 条第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに六ヶ所村建設工事等施行事務取扱要領（平成 15 年訓令第 15 号。以下「工事等施行事務取扱要領」という。）の規定に基づき、特別な技術を必要とする工事等を次のように定める。

（選定要領第 4 条第 3 項の村長が定める工事）

第 1 選定要領第 4 条第 3 項第 1 号の特別な技術を必要とする工事として村長が定める工事は、別表第 3 号及び第 4 号に掲げる工事とする。

2 選定要領第 4 条第 3 項第 2 号の村長が定める工事は、別表第 5 号から第 7 号まで掲げる工事とする。

第 2 指名業者選定調書（工事等施行事務取扱要領第 1 号様式第 3 号）に記入する指名コードは、六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成 15 年訓令第 6 号。以下「選定規程」という。）第 2 条の適用条項及び工事の種類に応じ、別表のとおりとする。

別記1の別表

区 分	指名業者の範囲	指名コード	摘 要
(1) 原則等級業者指名工事 (選定規程第2条第1項)	請負工事設計額に対応する等級に属する業者(以下「原則等級業者」という。)	1-1	異等級に属する業者がいる場合は、該当しない。
(2) 直近上下位業者指名工事 (選定規程第2条第2項)			
① 直近上位業者指名工事	原則等級業者及び原則等級業者の直近上位の等級に属する業者	① 2-1	ア 原則等級業者が少数である場合その他適当な数の指名業者を指名するため必要があると認められる場合に該当する。 イ 直近上下位業者の数は、全体の2分の1を超えることができない。
② 直近下位業者指名工事	原則等級業者及び原則等級業者の直近下位の等級に属する業者	② 2-2	ウ 隣接する2つの等級に属する業者の組合せに限られる。 (不可例) B級工事に対して、A級、B級及びC級に属する業者の組合せ
(3) 特殊専門工事 (選定規程第2条第3項)			
① トンネル工事	特A級に属する業者	① 3-1	ア 工事の施工上特殊な専門的技術を必要とする工事である。
② セメント類吹付工又は厚層基材吹付工を伴う工事	又はA級に属する業者	② 3-2	イ 補修等の工事を含むものとする。
③ グラウト工、薬液注入工、発泡モルタル工等を伴う工事		③ 3-3	ウ 工事の特殊性又は専門性にに基づき業者の施工能力を厳正かつ的確に判断する必要がある。
④ 軟弱地盤工事		④ 3-4	
⑤ 大規模な橋りょう工事		⑤ 3-5	
⑥ プレストレスコンクリート構造物工事		⑥ 3-6	
⑦ 鋼橋架設工事		⑦ 3-7	
⑧ ダム工事		⑧ 3-8	
⑨ ゲート製作工事又はゲー		⑨ 3-9	

区 分	指名業者の範囲	指名コード	摘 要
ト据付工事 ⑩ しゅんせつ工事 ⑪ 海(水)中工事 (しゅんせつ 工事を除く。) ⑫ 海(水)上輸送を伴う海(水) 上工事 ⑬ ボーリング排水工、集水井 工、排水トンネル工、杭工法 等を伴う地すべり防止工事 ⑭ ポンプ場工事 ⑮ 推進工法を伴う工事 ⑯ 下水処理施設工事 ⑰ 発電設備工事 ⑱ ポンプ場機械設備工事 ⑲ ポンプ場電気設備工事 ⑳ 冷暖房設備工事 ㉑ 空気調和設備工事 ㉒ 杭打ち工事 ㉓ ケーソン製作工事		⑩ 3-10 ⑪ 3-11 ⑫ 3-12 ⑬ 3-13 ⑭ 3-14 ⑮ 3-15 ⑯ 3-16 ⑰ 3-17 ⑱ 3-18 ⑲ 3-19 ⑳ 3-20 ㉑ 3-21 ㉒ 3-22 ㉓ 3-23	
(4) 高度な技術を必要とする工 事 (選定規程第2条第3項) ① 大規模な土工を伴う工事 ② 市街地等での深い床掘 (H=1.5m以上)を伴う工 事 ③ 地下埋設物(埋蔵文化財を 含む。)のある工事 ④ 大規模な支保工、締切工又 は土留工を伴う工事 ⑤ 橋りょう工事(大規模なも のを除く。) ⑥ 橋りょう拡幅、片栈橋等の 工種を含む工事 ⑦ 見通しのきかない地形で の曲線設置を伴う工事	特A級に属する業者 又はA級に属する業者	① 4-1 ② 4-2 ③ 4-3 ④ 4-4 ⑤ 4-5 ⑥ 4-6 ⑦ 4-7	ア 工事の施工上高度 な技術を必要とする 工事である。 イ 補修等の工事を含 むものとする。 ウ 高度な施工技術を 必要とすることから 業者の施工能力を厳 正かつ的確に判断す る必要がある。 エ 例えば、河川の災 害復旧工事について は、工事内容により 施工上高度な技術が 必要とされる場合に は⑭に該当するとき もあるが、それ以外

区 分	指名業者の範囲	指名コード	摘 要
⑧ 舗装工事(路盤工を含む。) ⑨ スノーシェッド又はロックシェッドの架設工を伴う工事 ⑩ 高度な品質管理を要する高盛土工を伴う現道拡幅工事 ⑪ 大型の擁壁工(H=3m以上)又は樋門(管)工を伴う工事 ⑫ 海水又は波浪の影響を受ける護岸工等を伴う工事 ⑬ 流水中での砂防工事 ⑭ 導流堤工、サイホン工等を伴う工事 ⑮ 急傾斜地(隣接地を含む。)での工事 ⑯ 崩壊、地すべり等を誘発するおそれのある法面等での工事 ⑰ 災害復旧工事等で特に短期間に完成する必要があるもの ⑱ 他官庁等の制約等を受けるため工期内工期を設定する必要がある工事		⑧ 4-8 ⑨ 4-9 ⑩ 4-10 ⑪ 4-11 ⑫ 4-12 ⑬ 4-13 ⑭ 4-14 ⑮ 4-15 ⑯ 4-16 ⑰ 4-17 ⑱ 4-18	の場合には、応急工事の短期間内の完成又は工期短縮を伴うときに限り、⑰の災害復旧工事に該当する。
(5) 全体工事計画の一部を施工する工事 (選定規程第2条第3項)	特A級に属する業者 又はA級に属する業者	5-1	ア 全体の工事計画が既に決定されている工事の一部分を施工する場合に該当する。 イ 当該一部分の工事を含む全体の工事について一体的に一定の技術水準を確保する必要がある場合に限られる。

区 分	指名業者の範囲	指名コード	摘 要
			する工事
<p>(7) 建築工事又は設備工事に係る維持修繕工事 (選定規程第2条第3項)</p> <p>① 建築工事の維持修繕工事のうち、特に短期間に完成する必要がある工事若しくは工期短縮を伴う工事又は施工難度が高い工事若しくは工種が多岐にわたる工事等</p> <p>② 設備工事の維持修繕工事のうち、特に短期間に完成する必要がある工事若しくは工期短縮を伴う工事又は施工難度が高い工事若しくは工種が多岐にわたる工事等</p>	<p>特A級に属する業者 又はA級に属する業者</p>	<p>① 7-1</p> <p>② 7-2</p>	

別表（第5条関係）

項 目	基 準	左の運用
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 六ヶ所村建設業者等指名停止要領（平成15年訓令第16号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、村長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、警察当局と協議の上、村長が認定した場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>	<p>当該公所における状況により判断すること。</p> <p>財政課において情報収集の上、各公所に通知する。</p> <p>財政課において、その都度各公所に通知する。</p>
2 経営状況	<p>銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。</p>	<p>財政課において情報収集の上、各公所に通知する。</p>
3 工事成績	<p>(1) 請負工事成績評定による工事成績（以下「工事成績」の平均が直近の2か年間連続して60点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 直近の2か年間の工事成績が平均80点以上であること、工事に関し、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>	<p>当該公所における状況により判断すること。</p> <p>当該状況により、指名の優先度を増し、又は減ずること。</p>

項 目	基 準	左の運用
4 当該工事に対する地理的条件	当該地域での工事の実績等から判断し、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて、当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。	<p>(1) 工事の施工特殊に精通し、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制にある場合は、指名の優先度を増すこと。</p> <p>(2) 当該公所の所管区域外に住所を有する建設業者を指名する場合には、当該工事の現場近辺における他の工事の実績、営業所の有無等の地域特性並びに工種及び工事規模等に応じて工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できること等を考慮すること。</p>
5 手持ち工事の状況	手持ち工事の保有状況から判断して、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。	<p>(1) 当面は、当該公所における状況により判断すること。</p> <p>(2) 技術者数、会社の規模等から手持ちの工事の量が限界にあると判断される場合は、指名の優先度を減ずること。</p>
6 当該工事についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種の工事について、相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</p>	<p>当該公所における状況により判断すること。</p> <p>(1)、(2)及び(3)の施工実績がある場合は、指名の優先度を増すこと。</p> <p>有資格技術者が確保できる場合は、指名の優先度を増すこと。</p>

項 目	基 準	左の運用
7 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 村発注の工事について、直近の2年間に死亡者の発生及び休業8日間以上の負傷者の発生がないこと、安全管理に関する表彰状を受けていること等安全管理の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>	<p>財政課において情報収集の上、各公所に通知する。</p> <p>当該公所における状況により判断すること。</p> <p>財政課において情報収集の上、各公所に通知する。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報であり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 村発注の工事において、建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等の退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>	<p>財政課において情報収集の上、各公所に通知する。</p> <p>退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入等が不十分である場合は、指名の優先度を減ずること。</p> <p>財政課において情報収集の上、各公所に通知する。</p>

備考1 この表において、「指名しないこと」とあるのは、「該当する場合は、指名してはならないこと」である。

2 この表において、「総合的に勘案すること」とあるのは、「その状況により、指名の優先度について判断するということ」である。

3 この表において、「十分尊重すること」とあるのは、「該当する場合は、積極的に指名するということ」である。

六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 6 号

最終改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者（以下「指名業者等」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿からの選定)

第 2 条 契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 136 条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）及び工事等担当課長（以下、「契約担当者等」という。）は、建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 15 年規則第 13 号。以下「規則」という。）第 10 条に規定する六ヶ所村建設業者等級名簿（以下「等級名簿」という。）により、当該建設工事の種類及び請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）に応じ、これに対応する等級に属する等級名簿掲載業者（等級名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）の中から選定するものとする。

2 契約担当者等は、前項の等級名簿掲載業者が少数である場合その他適当な数の指名業者等を選定するため必要があると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、当該建設工事の種類及び請負工事設計額に応じ、これに対応する等級の直近の上位又は下位の等級に属する等級名簿掲載業者の中から指名業者等を選定することができる。ただし、その数は、当該建設工事に係る指名業者等の総数の 2 分の 1 を超えることができない。

3 契約担当者等は、特別な技術を要する建設工事、災害その他の理由により緊急に施行する必要がある建設工事等特別の理由があると認められる建設工事については、前 2 項の規定にかかわらず、当該建設工事の種類に応じ、等級名簿掲載業者の中から指名業者等を選定することができる。

4 契約担当者等は、建設関連業務の指名業者等を選定しようとするときは、

六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第14号）第7条に規定する建設関連業務有資格者名簿に登載されている者の中から選定するものとする。

（選定の留意事項）

第3条 契約担当者等は、前条第1項から第3項までの規定により建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、選定しようとする者について次の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 建設工事の工事成績
- (4) 当該建設工事に対する地理的条件
- (5) 手持ちの建設工事の状況
- (6) 当該建設工事についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの規定は、契約担当者等が前条第4項の規定により建設関連業務の指名業者等を選定しようとする場合について準用する。この場合において、前項第3号中「建設工事の工事成績」とあるのは「建設関連業務の成績」と、同項第5号中「建設工事」とあるのは、「建設関連業務」と、同項第6号中「建設工事」とあるのは「建設関連業務」と、「技術的適性」とあるのは「技術的能力」と読み替えるものとする。

（六ヶ所村業者指名審査会の審査）

第4条 契約担当者等は、1件の請負工事設計額が1千万円以上の建設工事及び1件の設計額が500万円以上の建設関連業務について、第2条第1項から第3項まで及び前条第1項に定める選定に関する事項のほか指名競争入札に参加させようとする者に必要な要件（以下「指名要件」という。）を設定しようとするとき（指名要件をあらかじめ設定したときを除く。）にあつては当該指名業者等の適格性について、六ヶ所村業者指名審査会の審査を経なければ

ばならない。

(秘密の保持)

第5条 指名要件の設定及び指名業者等の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に努めるものとする。

(六ヶ所村業者指名審査会の設置)

第6条 1件の請負工事設計額が1千万円以上の建設工事及び1件の設計額が500万円以上の建設関連業務に係る指名要件の内容及び指名業者等の適格性の審査(指名要件をあらかじめ設定したときの審査を除く。)を行わせるため、六ヶ所村業者指名審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の所掌事務)

第7条 審査会は、次の事務を処理する。

- (1) 指名要件の内容の審査に関すること。
- (2) 指名業者等の適格性の審査に関すること。
- (3) 指名業者等の選定について必要な事項に関すること。
- (4) その他村長が必要と認める事項に関すること。

(審査会の組織)

第8条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副村長を、副会長は、総務課長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、学務課長、農林水産課長、建設課長、上下水道課長をもって充てる。

(審査会の会長及び副会長)

第9条 会長は、審査会を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会は、会長が必要に応じ、随時招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会は、議事に関係ある職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 審査会の会議は公開しない。

(急施事案)

第 11 条 災害その他の理由により緊急に施行する必要がある建設工事に係る指名業者等の適格性の審査について、審査会を開くいとまがないときは、持ち回りにより審議することができる。

(審査会の幹事)

第 12 条 審査会に幹事を置く。

2 幹事は、財政課長及び財政課長があらかじめ指定する職員をもって充てる。

(審査会の庶務)

第 13 条 審査会の庶務は、財政課において処理する。

六ヶ所村物品調達等指名業者等選定規程

制 定 平成 21 年 6 月 11 日訓令第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、物品の購入又は製造の請負、賃貸借及び役務の提供（以下「物品調達等」という。）の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者（以下「指名業者等」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿からの選定)

第 2 条 契約担当者等（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 136 条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。）は、物品調達等の指名業者等を選定しようとするときは、六ヶ所村物品調達等入札参加資格等に関する規則第 8 条に規定する六ヶ所村物品調達等有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の中から選定するものとする。ただし、1 件に係る金額が 10 万円を超えず且つ緊急、その他特別の事情により納入場所の近傍にて事業を営む者から物品調達等を要する必要があるときは資格者名簿から選定を行わないことができる。

(選定の留意事項)

第 3 条 契約担当者等は、指名業者等を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意し、当該会計年度における指名回数及び受注の状況を勘案して選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 直近年の営業実績
- (4) 当該物品調達等の履行における地理的条件及び技術的特性

(六ヶ所村業者指名審査会の審査)

第 4 条 契約担当者等は、1 件の設計額が 500 万円以上の物品調達等について、指名競争入札に参加させようとする者に必要な要件（以下「指名要件」という。）を設定しようとするときにあつては指名要件の内容について、指名業者等を選定しようとするとき（指名要件をあらかじめ設定したときを除く。）にあつては当該指名業者等の適格性について、六ヶ所村業者指名審査会（六

ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規定（平成 15 年 3 月訓令第 6 号）第 5 条に規定する六ヶ所村業者指名審査会をいう。以下同じ。）の審査を経なければならない。

（秘密の保持）

第 5 条 指名要件の設定及び指名業者等の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に努めるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

六ヶ所村建設工事共同企業体取扱要領

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 17 号
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方をしようとする者（以下「指名業者等」という。）の選定並びに一般競争入札に当たって、共同企業体の方法によろうとする場合の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事等について、当該建設工事の規模、種類等により共同企業体の方法によることが必要と認められる場合において、当該建設工事の確実かつ円滑な施行を図ることを目的として当該建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより経営力及び施工力を強化するとともに、優良な中小建設業者の振興を図ることを目的として結成される共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第 3 条 契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 136 条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）及び工事等担当課長（以下「契約担当者等」という。）は、次に掲げる建設工事について、特定建設工事共同企業体の方法によることができるものとする。

- (1) 土木一式工事で請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）が 5 億円以上のもの（特別な技術を必要とする工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある、及び効果的かつ円滑な共同施工を確保できると認められる工事については、2 億円を超えるもの）
- (2) 建築一式工事で請負工事設計額が 5 億円以上のもの
- (3) 設備工事及びその他の工事で請負工事設計額が 1 億 5 千万円以上のもの

(特定建設工事共同企業体の構成員)

第 4 条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2 から 5 とする。

2 前項の特定建設工事共同企業体の数は、発注しようとする建設工事ごとに契約担当者等が定めるものとする。

3 特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 六ヶ所村建設工事の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第13号。以下「規則」という。）第8条に規定する六ヶ所村建設業者等級名簿（以下「建設業者等級名簿」という。）において、発注工事に対応する建設工事の種類における等級が最上位及びその直近下位の等級として格付されていること。

(2) 発注工事に対応する建設業の許可業種（建設業法別表の業種をいう。以下同じ。）について、当該許可後営業年数が5年以上（相当の施工実績を有し確実にかつ円滑な共同施工が確保できると認められるときは、3年以上）であること。

(3) 発注工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請負人としての施工実績があり、かつ、当該建設工事と同種の建設工事の施工実績（下請負人としての実績を含む。）があること。

(4) 発注工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は国家資格を有する主任技術者（同条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）を工事現場ごとに専任で配置することができること。

（特定建設工事共同企業体の自主結成）

第5条 契約担当者等は、特定建設工事共同企業体の方法によろうとするときは、次に定める事項のうち、必要とされる事項をあらかじめ公告し、共同企業体を自主的に結成させるものとする。

(1) 工事番号

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) 工種

(5) 工期

(6) 工事の概要（規模、形式、工法）

(7) 参加資格

(8) 設計図書等の縦覧、現場説明並びに入札執行の日時場所

- (9) 入札執行回数
- (10) 保証金の取扱い
- (11) 最低制限価格の有無
- (12) 入札条件
- (13) 入札書記載金額等
- (14) 保証人
- (15) その他必要と認められる事項

(特定建設工事共同企業体の構成)

第6条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 共同施工方式であること。
- (2) 各構成員が前条第7号の参加資格の要件を有していること。
- (3) 各構成員が当該発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていないこと。
- (4) 各構成員の出資比率が、各構成員の均等割とした場合の出資比率の10分の6に相当する比率以上であること。
- (5) 代表者が、構成員の中で工事施工能力が大きい者であること。
- (6) 代表者の出資比率が構成員の中で最大であること。

(特定建設工事の資格審査)

第7条 村長は、指名競争入札にあつては六ヶ所村建設工事等指名業者選定要領（平成15年訓令第14号）に定めるところにより、特定建設工事共同企業体としての資格があるかどうかの認定を行うものとする。

(特定建設工事共同企業体の選定)

第8条 契約担当者等は、特定建設工事共同企業体の方法により、建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、当該選定しようとする特定建設工事共同企業体の適格性について、指名審査会の審査を経るものとする。

(経常建設共同企業体の対象工事等)

第9条 契約担当者等は、次に掲げる建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、経常建設共同企業体の方法によることができるものとする。

- (1) 土木一式工事で請負工事設計額が1億5千万円以上のもの
- (2) 建築一式工事で請負工事設計額が1億円以上のもの
- (3) 設備工事等その他の請負工事設計額が3千万円以上のもの

2 前項の規定により、経常建設共同企業体の方法により指名業者等を選定しようとする場合の当該選定しようとする経常建設共同企業体の適格性については、当該経常建設共同企業体を一の指名業者等とみなして審査することができるものとする。

3 契約担当者等は、前2項の規定により、経常建設共同企業体の方法により指名業者等を選定しようとするときは、第13条の六ヶ所村経常建設共同企業体有資格者名簿に基づき、当該発注工事の種類に応じ、これに対応する経常建設共同企業体の中から選定するものとする。

(経常建設共同企業体の資格審査)

第10条 経常建設共同企業体の方法により建設工事の指名業者等の選定を受けようとする者は、あらかじめ当該経常建設共同企業体が次の各号に該当することについて、村長の審査を受けなければならない。

- (1) 共同施工方式であること。
- (2) 構成員の数が2から5であること。
- (3) 経常建設共同企業体の各構成員は六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第13号。以下「規則」という。）第8条に規定する六ヶ所村建設業者等級名簿（以下「建設業者等級名簿」という。）において、発注工事に対応する建設工事の種類における等級が最上位及びその直近下位の等級として格付されていること。
- (4) 各構成員の出資比率が、各構成員の均等割とした場合の出資比率の10分の6に相当する比率以上であること。
- (5) 代表者が構成員の中から選定されていること。
- (6) 各構成員が次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 村内に主たる営業所を有していること。
 - イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当すること。
 - ウ 審査対象工事に対応する建設業の許可業種について、当該許可を有しての営業年数が3年以上（相当の施工実績を有し確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められるときは、1年以上）あること。
 - エ 審査対象工事と同種の建設工事について施工実績（下請人としての実績を含む。）があること。
 - オ 審査対象工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を

有する主任技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。

- 2 前項の規定する審査（以下「資格審査」という。）は、隔年に1回定期の資格審査を行い、当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の資格審査を行うものとする。

（経常建設共同企業体の資格審査の申請）

第11条 資格審査を受けようとする者は、当該資格審査を受けようとする年の1月15日から2月15日までの間に、指名競争入札参加資格審査申請書（建設共同企業体）を村長に提出しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の申請書には、別に定める書類を提出しなければならない。

（経常建設共同企業体の資格の認定等）

第12条 村長は、前条の規定による書類の提出があったときは、等級審議会（規則第11条に規定する六ヶ所村建設業者等級審議会をいう。）の意見を聴いて建設工事の施工能力の審査（以下「工事施行能力審査」という。）を行い、経常建設共同企業体としての資格があるかどうかの認定を行うものとする。

- 2 経常建設共同企業体の工事施行能力審査の基準は、規則別表第1に掲げる客観的査定要素及び規則別表第2に掲げる主観的査定要素とする。

- 3 前項の客観的査定要素及び主観的査定要素の審査の要領は、別に定めるものとする。

- 4 前3項の規定により認定を受けた経常建設共同企業体としての資格の有効期間は、当該資格審査を受けた年の5月1日から翌々年（追加の資格審査にあっては、翌年）の4月30日までとする。

（有資格者名簿の作成）

第13条 村長は、第10条の規定により資格審査を行い、第12条に規定する資格があると認定したときは、経常建設共同企業体有資格者名簿（別記様式）を作成するものとする。

（建設業者の例の準用）

第14条 この要領及び別に定めるもののほか、経常建設共同企業体の資格審査等については、規則の規定による建設業者の競争入札に参加する者の資格の審査等の例によるものとする。

六ヶ所村建設工事等施行事務取扱要領

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 15 号
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、法令及び六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）に定めるもののほか、村における建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）、建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）及びその他の業務（以下「建設工事等」という。）の施行に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(予算の執行)

第 2 条 建設工事等の施行に伴う予算執行に係る事務については、建設工事を担当する課長及び事業担当課長（以下「工事等担当課長」という。）が行うものとする。

(指名業者の選定)

第 3 条 工事等担当課長は、指名競争入札に付す場合、又は随意契約による場合の指名業者の選定に当たっては、六ヶ所村建設工事等指名業者選定要領（平成 15 年訓令第 14 号）に規定するところにより、厳正かつ公正に行われなければならない。

(予算執行伺)

第 4 条 工事等担当課長は、設計図書についてその内容を審査調整し、設計額に応じて、予算（事業）執行伺（様式第 1 号）により決裁を得るものとする。

(入札執行の依頼)

第 5 条 工事等担当課長は、前条の規定により建設工事等を施行するにあたり、競争入札に付す場合は、競争入札執行依頼書（様式第 2 号）により、財政課長へ依頼するものとする。なお、この場合においては建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「政令」という。）第 6 条第 1 項に定める建設工事の見積期間等を考慮しなければならない。

2 前項の競争入札執行依頼書には、予算（事業）執行伺の写し、設計図書及び業者選定予定調書（様式第 3 号）を添付するものとする。

(随意契約の見積依頼)

第 6 条 工事等担当課長は、前条の規定により建設工事等を施行するに当たり、随意契約による場合は、見積依頼書（様式第 4 号）により、見積徴収を依頼するものとする。

(指名業者等の適格審査)

第7条 財政課長は第5条の規定により送付された指名業者予定調書に基づき指名業者選定の適格性について審査するものとし、必要に応じて工事等担当課長と協議しなければならない。設計額が一定基準を超える場合は、六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成15年訓令第6号)に規定する六ヶ所村業者指名審査会に対し指名審査を依頼するものとする。

2 前項の規定により指名審査が行われた後、財政課長は指名業者の決定について業者選定調書(様式第5号)により決裁を得るものとする。

(指名通知及び見積依頼)

第8条 前条の規定による指名業者の決定後において、財政課長は競争入札執行に係る指名通知(様式第6号)について、工事等担当課長と設計図書縦覧期間等協議の上、速やかに事務処理を行うものとする。

2 前項の場合において、当該建設工事等の見積期間は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条第3項、政令第6条第1項に定めるところにより、工事の規模、内容等に応じた期間を設定するものとする。

(設計図書等の返却)

第9条 財政課長は、前条の規定により指名通知を行った場合、工事等担当課長にその旨を通知するとともに、設計図書を返却するものとする。

(設計図書等の管理)

第10条 工事等担当課長は、歩掛設計単価、設計金額、その他設計資料等について厳正管理に務め、特に設計金額に係る機密の保持に留意するものとする。

(設計図書等の縦覧)

第11条 工事等担当課長は、入札指名通知又は見積依頼と同時に縦覧設計図書(図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)を縦覧場所において縦覧に供するものとする。

(指名業者名の公表)

第12条 財政課長は、談合等の不正行為の防止策として、指名業者名を入札前非公表とし、落札者決定後入札結果と併せ、開札(見積)一覧表(様式第7号)により指名業者名を公表するものとする。

2 前項の指名業者名の公表は、開札一覧表に入札執行年月日、入札執行者、工事(事業)番号、工事(事業)名、施行場所、入札比較価格及び指名業者名等を記載し、

所定の場所で閲覧に供して行うものとする。

(予定価格調書)

第13条 村長は、予定価格調書(様式第8号)作成後、封印の上厳重に保管するものとする。

(入札)

第14条 財政課長は入札の執行に際しては、財政課及び工事等担当課の職員のうちから立会人2名以上を指定するものとする。

2 入札執行者は、入札者が代理人により入札しようとするときは、入札前に委任状を提出させるものとする。

3 入札執行者は、入札時刻に遅れた者の入札を拒否するものとする。

4 不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日の延期をするものとする。

5 入札回数を次のとおりとする。

(1) 建設工事 1回

(2) 建設関連業務 1回

(3) その他の業務 3回(ただし、3回目においても予定価格に達していない場合は、最低見積業者と随意契約の協議を行い落札者を決定するものとする。また、随意契約の協議の結果合意しなかった場合は、当入札を不調とする。)

(開札)

第15条 入札執行者は、予定価格調書を封印の上、開札の際、開札場所に置くものとする。

2 入札執行者は、入札が完了したことを確認し、開札するものとする。この場合において、入札執行者は、入札者の前で開札する旨を告げるものとする。

3 入札執行者は、開札したときは、立会者にそれぞれの入札書の金額を明瞭に開札一覧表に記載させ、その順位及び落札者を決定するものとする。

4 入札執行者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を落札者に通知するものとする。

(入札結果の公表)

第16条 財政課長は、入札執行後、開札一覧表により、入札者及び入札金額を公表するものとする。

2 前項の入札者名及び入札金額の公表は、所定の場所で閲覧に供して行うものとする。

(契約の締結)

第 17 条 財政課長は落札者が決定したときは、決定の日から 7 日以内に契約書を取り交わすとともに、速やかにその旨を工事等担当課長に通知（様式第 9 号）するものとする。なお、随意契約による場合は工事等担当課長が、契約を取り交わすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の締結について議会の議決を要する場合において、議会の同意を得たときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

3 財政課長は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、議会の同意を得る前に、第 1 項の期間内に前項の契約書に代えて、議会の同意があったときに契約の相手方に対する意思表示により、本契約が締結される旨の仮契約書を取り交わすことができる。この場合において、当該意思表示は書面により行うものとする。

(土地物件の取得等)

第 18 条 工事担当課長は、建設工事に関し必要な土地、その他の物件について、所有権、地上権、その他の権利を取得し、又は質権、抵当権その他の権利を抹消した後でなければ当該工事を施行しないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合において、当該権利者から工事起工の同意、承諾を得たときはこの限りでない。

2 工事施行により漁業権、水利権、鉱業権、その他の権利を侵害する恐れがある場合は、工事施行前にあらかじめ当該権利者から工事起工の同意を得るものとする。

3 前項の規定により、用地等の権利を有する者から工事の起工に関し同意を得たときは、工事の請負契約に係る仕様書に用地等の確保の時期等を明らかにするものとする。

(設計変更の承認)

第 19 条 削除

(完成届の通知)

第 20 条 工事等担当課長は、事業が完成したとき、出来形、指定部分及び修補が完了したときは、完成した日から 5 日以内に契約の相手方から完成届を提出させるものとする。ただし、契約書の作成又は請書の提出を省略した建設工事等についてはこの限りでない。

2 工事等担当課長は、前項の完成届が提出されたときは、速やかに関係書類添付の上、財政課に通知し、完了検査を依頼（様式第 11 号）するものとする。ただし、随意契約による場合についてはこの限りでない。

（検査執行の通知）

第 21 条 財政課長は、前条の通知があったときは、速やかに検査執行の日程を決め、検査執行通知書（様式第 12 号）により、工事等担当課長に検査員職氏名、検査の日時、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、随意契約による施行の場合についてはこの限りでない。

2 工事等担当課長は、前項の通知があった場合は、速やかに契約の相手方にこの旨を通知するものとする。

（検査）

第 22 条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。なお、競争入札による事業の検査については財政課長が、随意契約による事業の検査については工事等担当課長がそれぞれ執行するものとする。

- (1) 完成検査 工事等の完成を確認するための検査
- (2) 出来形検査 部分払を行う場合における当該部分の対象となる工事等の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料又は製造工場等にある工場製品を確認するための検査（この場合、契約の相手方からの出来形検査請求書（様式第 13 号）及び出来形内訳書（様式第 14 号）が必要。）
- (3) 指定部分完了検査 工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査。
- (4) 修補完了検査 完成検査若しくは指定部分完了検査において修補を命じた工事又は請負契約約款第 31 条の規定に基づき修補を請求した工事の修補部分の完了を確認するための検査

（検査の実施）

第 23 条 検査職員は、検査にあたり財務規則、検査事務規程及び工事施行管理基準並びにその他関係法令に基づき、契約書、設計図書等（図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書等）により次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 検査は、検査職員及び監督職員（工事等担当課職員）、契約の相手方の立会いのもとに行うものとする。
- (2) 検査職員は、公平で温和な態度で行うこと。

- (3) 工事関係者の業務に支障を与えないように努めること。
- (4) 正確な資料に基づいて行うこと。
- (5) 不正、不当な行為を発見したときは、その原因を十分に明らかにするようにする。
- (6) 検査にあたっての破壊は、必要最小限にすること。
- (7) 検査職員は、検査に当たっては、出来形管理図表に検査値、検査位置等を記入し、検査結果を記録するものとする。

(検査調書等の作成)

第 24 条 検査職員は、検査を完了したときはその結果を財務規則の定めるところにより検査調書を作成し、村長の決裁を得なければならない。

2 前項の検査に当たっての完成検査、指定部分完了及び修補完了検査で目的物が検査に合格しなかった場合には、修補すべき事項を記載するものとする。

3 財政課長は、検査結果内容を検査結果通知書（様式第 15 号）により、工事担当課長及び契約の相手方に通知するものとする。ただし、随意契約による施行の場合においては、工事等担当課長がこの事務を行うものとする。

(引渡し)

第 25 条 工事等担当課長は、建設工事等の完成検査が合格完了したときは、契約の相手方が提出した引渡書により引渡しを受けるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、関係課長において随時協議して定めていくものとする。

様式第1号（第4条関係）

決 裁 欄					
決 裁 月 日					
年 月 日					

年 月 日

予 算 （ 事 業 ） 執 行 伺

担当課名 _____

職・氏名 _____ 印

下記について、予算（事業）執行してよろしいか伺います。

平成 年度	会計別	会計	補助・単独
款項目節及び予算残額	款 項 目 節 ()		円
事 業 名			
事 業 規 模			
施 行 場 所	六ヶ所村大字		
施 行 理 由			
実施予定時期（期間）		年 月 日～	年 月 日
予 算 額	円	予算配当状況	1. 前半期 2. 後半期
契 約 方 法	1. 一般競争入札 2. 指名競争入札（地方自治法施行令第167条第 号）		
	前 払 金 の 有 無	有 ・ 無	
	部 分 払 の 有 無	有 (回) ・ 無	
	最 低 制 限 価 格 の 有 無	有 ・ 無	
その他必要事項（交付金・補助金の名称等）			

財政課長 様

事業担当課長

指名競争入札の執行について（依頼）

下記のとおり、貴課に指名競争入札の執行を依頼します。

依 頼 課	課名	担当者職氏名
事業名(番号)	第	号
種 別	1. 工 事 2. 設計委託 3. 物品購入 4. 業務委託 5. その他	
予 算 関 係	予算科目（	） 予算額（ 千円）
財 源 区 分	1. 補助種別（	
	） 2. 村単独	
施 行 場 所	六ヶ所村	地内
工（納）期	年 月 日	～ 年 月 日
設 計 額	別紙設計書のとおり	
指 名 予 定 業 者	別紙指名業者予定調書のとおり	
留 意 事 項	（前金払・部分払の有無等）	

様

六ヶ所村長

請負工事・委託等に係る見積書の徴収について（通知）

下記の工事・委託等について、貴社から見積書を徴収したいので提出して下さい。

記

- 1 工事（事業）番号
- 2 工事（事業）名
- 3 施 行 場 所
- 4 工（納）期 契約発効の日の翌日から平成 年 月 日まで
- 5 設計図書及び契約書案の縦覧、現場説明並びに見積書提出日時
 - 1) 設計図書及び契約書案の縦覧
ア日 時 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
イ場 所
 - 2) 現場説明
 - 3) 見積書の徴収
ア日 時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
イ場 所
- 6 保証金
 - 1) 契約保証金 （略・財務規則に準ずる）
- 7 見積書記載金額等 （略）

各 業 者 様

六ヶ所村長

指名競争入札通知書

下記のとおり指名競争入札を執行しますので通知します。本入札への参加を辞退する場合は入札辞退届を提出してください。入札日当日には、最新の経営事項審査結果通知書を持参してください。

1	件 名
2	施 行 場 所
3	工 期 から まで
4	設計図書縦覧の日時及び場所
	(1) 日 時 から まで
	(2) 場 所
5	入札執行の日時及び場所
	(1) 日 時
	(2) 場 所
6	保 証 金
	(1) 入札保証金 免除する。（六ヶ所村財務規則第142条第1項第2号）
	(2) 契約保証金 六ヶ所村財務規則第173条による。
7	予 定 価 格（税込）
8	制 限 価 格 の 設 定

※ 注 意 事 項

- (1) 六ヶ所村財務規則及び入札心得書並びに六ヶ所村入札・契約規則等関係集を熟読し、遵守すること。
- (2) 代理人をもって入札をさせるときは、委任状を提出すること。また入札書は代理人名義で作成し、使用印鑑を押印すること。
- (3) 設計図書の縦覧後、入札執行前までに質疑応答書を提出すること。
- (4) 入札書に記載する金額は契約希望額から消費税及び地方消費税を抜いた金額を記入すること。

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格	予 定 価 格	入 札 書 比 較 価 格

最 低 制 限 価 格	予 定 価 格	入 札 書 比 較 価 格

作 成 日 _____

入 札 執 行 日 _____

事 業 名 （ 番 号 ） _____

設 計 額 _____

年 月 日

工事等担当課長 様

財政課長

入札執行に係る契約締結について（通知）

下記のとおり、入札執行の結果、契約を締結したので通知いたします。

記

事業名(番号)	第 号
種 別	1. 工 事 2. 設計委託 3. 物品購入 4. 業務委託 5. その他
財 源 区 分	1. 補助種別 () 2. 村単独
施 行 場 所	六ヶ所村大字 地内
工 (納) 期	年 月 日から 年 月 日
入 札 執 行	年 月 日 時 分
契 約 締 結	年 月 日
落 札 業 者 (契 約 者)	
契 約 金 額	
予 算 関 係	予算科目 () 予算額 (千円)
そ の 他	入札結果一式・契約書添付

財政課長 様

工事等担当課長

検査執行依頼書

下記の事業について、業者から完成届が提出されたので完了検査の執行を依頼します。

記

依頼課	課名	担当者職氏名	
検査種類	完 成 ・ 出 来 形 ・ 指 定 部 分 完 了 ・ 修 補 完 了		
事業名(番号)	第 号		
種 別	1. 工 事 2. 設計委託 3. 物品購入 4. 業務委託 5. その他		
施行場所	六ヶ所村大字 地内		
契約締結	年 月 日	工(納)期	年 月 日
完 成	年 月 日	完成届受理	年 月 日
業 者 名			
契約金額			
予算関係	予算科目 () 予算額 (千円)		
財源区分	1. 補助種別 () 2. 村単独		
検査希望	年 月 日 時 分		
留意事項			

工事等担当課長 様

財 政 課 長

検 査 執 行 通 知 書

下記の事業について、完了検査を実施しますので、関係者に周知してください。

検 査 種 類	完 成 ・ 出 来 形 ・ 指 定 部 分 完 了 ・ 修 補 完 了		
事 業 名 （ 番 号 ）	第 号		
種 別	1.工 事 2.設計委託 3.物品購入 4.業務委託 5.その他		
施 行 場 所	六ヶ所村大字 地内		
契 約 締 結	年 月 日	完 成 届 受 理	年 月 日
工 （ 納 ） 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
業 者 名			
契 約 金 額	¥ —		
検 査 日 時	年 月 日 時 分		
検 査 職 員			
立 会 職 員			
そ の 他			

六ヶ所村長 様

請負者

出来形検査請求書

下記の工事について、出来形検査をしてください。

工事番号	
工事名	
施工場所	
契約月日	
工期	
契約金額	
出来形割合	

※担当課記載欄

担当者名	
監督職員	
希望検査日	
その他	

工事等担当課長
（ 請 負 者 ） 様

財 政 課 長

検 査 結 果 通 知 書

下記の事業について、検査を完了したので検査調書を添付の上通知します。

検 査 種 類	完 成 ・ 出 来 形 ・ 指 定 部 分 完 了 ・ 修 補 完 了
事 業 名 （ 番 号 ）	第 号
種 別	1.工 事 2.設 計 委 託 3.物 品 購 入 4.業 務 委 託 5.そ の 他
施 行 場 所	六ヶ所村大字 地内
業 者 名	
契 約 金 額	¥ ー
検 査 日 時	年 月 日 時 分
検 査 職 員	
立 会 職 員	
検 査 結 果	
検 査 概 要	別紙検査調書のとおり
そ の 他	

六ヶ所村最低制限価格制度運用規程

制 定 平成 20 年 3 月 31 日訓令第 13 号
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、最低制限価格制度の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「最低制限価格制度」とは、競争入札による建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の締結に際し、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 10 第 2 項(第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。)に規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格(予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。)を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第 3 条 最低制限価格制度の実施の対象は、村が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、請負工事設計額が 130 万円を超え、5,000 万円未満のものとする。

(最低制限価格の設定)

第 4 条 最低制限価格は、請負工事設計額の 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲とする。この場合において、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第 5 条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第 6 条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとするものに対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知する。

(最低制限価格制度の対象外)

第 7 条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 9 号
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、低入札価格調査制度の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「低入札価格調査制度」とは、競争入札による建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の締結に際し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 1 項（第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合において、必要な調査を行い、当該結果に基づき落札者を決定する制度をいう。

2 この規定において、「低入札価格調査基準価格」とは、競争入札による建設工事の請負契約の締結に際し、当該契約に関し前項の調査を行うかどうかの基準として設定する価格をいう。

(調査対象)

第 3 条 当該調査の対象は、請負工事設計額が 5,000 万円以上の建設工事について行う。ただし、政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号による契約についてはこの限りでない。

(低入札価格調査基準価格)

第 4 条 政令第 167 条の 10 第 1 項に規定する「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當である」場合の基準額は、工事請負設計額の 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲とする。この場合において、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(予定価格調書)

第 5 条 低入札価格調査基準価格を設定したときは、予定価格調書（様式第 1 号）にその額を記載するものとする。

(内訳書の提出)

第 5 条の 2 対象となる入札に参加しようとする者は、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

2 内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない内訳書を提出した者がした入札は無効とする。

(入札参加者への周知)

第6条 低入札価格調査制度の対象となる入札を行なうときは、入札参加者に対し、次のことを説明する。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低の価格をもって入札をした者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。
- (4) 内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない内訳書を提出した者がした入札は、無効とすること。

(低入札調査基準価格未満入札への対応)

第7条 調査基準価格未満の入札があった場合は、契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和60年規則第4号）第136条の規定による。）が当該入札者に対し、その場で契約意思の確認を行い、契約の意思が確認された場合は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、政令第167条の10第1項の規定により、後日落札者の決定を通知する旨を告げ入札を終了することとする。ただし、契約を辞退する旨の申し出があった場合は、次順位者が調査基準価格未満の入札をしていたときは同様の措置を講ずることとする。

2 契約する意思が確認された場合は、入札終了後、当該入札者に対し、速やかに次により調査を行う旨を伝えるものとする。

- (1) 調査をする調査項目表（様式第2号）を配付し、速やかに調査項目について文書で求めること。
- (2) 当該入札時に提出した工事費内訳書の内容を聴取すること。
- (3) 調査対象者が調査対象予定工事を下請負させる場合は、当該工事における第1次下請予定者及びその契約予定金額を記載した書面の提出を求めること。また、当該下請予定者からの確認書（様式第3号）の提出を求めること。

(数値的判断基準による判定)

第7条の2 契約担当者は、前条の規定により入札を終了した場合は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者について、当該入札者が入札時に提出した工事内訳書により次の表の左欄に掲げる工事の費目ごとの金額を確認し、その金額が同表右欄に定める数値的判断基準を満たさない時は、次条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格と判定するものとする。

工事の費目	数値的判断基準（1円未満切捨て）
直接工事費	発注者の設計額における直接工事費の75%以上の金額であること。
共通仮設費	発注者の設計額における共通仮設費の70%以上の金額

	であること。
現場管理費	発注者の設計額における現場管理費の70%以上の金額であること。
一般管理費	発注者の設計額における一般管理費の30%以上の金額であること。

- 2 契約担当者は前項の規定により、低入札価格調査対象者又は落札者を決定するものとする。この場合において低入札価格調査対象者を決定したときは、次条の調査を実施し、落札者を決定したときは、その旨を入札参加者全員に通知する。

(調査の実施)

第8条 契約担当者及び工事担当課長は、別に定めるものに従い、当該低入札価格に合理的な理由があるかどうかを調査し、低入札価格調査委員会に調査内容を報告するものとする。

- 2 前項の報告があった場合は、低入札価格調査委員会は当該報告の内容を審査し、低入札価格調査審査結果表（様式第4号）により契約担当者に通知するものとする。

(合理的な理由があると認められる基準)

第8条の2 合理的な理由があると認められる場合は、次のすべてに合致する場合とする。

- (1) 経営状況が危険でないと判断されること。
- (2) 工事費内訳書及びその内容の聴取により、資材、建設機械及び労務者の供給が著しく困難とは認められないこと。
- (3) 手持ち工事量等の状況から受注意欲の高さに合理的理由が認められること。

(調査の結果)

第9条 契約担当者及び工事担当課長は、低入札価格調査委員会より審査の結果が報告されたら、次に従い処理するものとする。

- (1) 調査の結果、適正な履行が行われると認められる場合 入札参加者全員に落札者決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- (2) 調査の結果、適正な履行が行われると認められない場合 当該調査対象者及び入札参加者へ審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- (3) 前号の結果、次順位者（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札者と決定した場合は、その旨を入札者全員に通知（様式第5号）するものとする。

(調査結果の公表)

第10条 契約担当者は、調査の結果について、落札者との契約締結後に契約担当者が指定する場所において公表するものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第11条 第8条の規定により、調査の報告があった場合は、契約の適否を審査し決定するため、六ヶ所村低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事務）

第12条 委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 低入札価格調査基準額未満の入札に対する審査に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

（委員会の組織）

第13条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

2 委員長は副村長を、副委員長は総務課長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、建設課長、農林水産課長、上下水道課長及び学務課長をもって充てる。

（委員会の委員長及び副委員長）

第14条 委員長は、委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第15条 委員会は、委員長が必要に応じ、随時招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、議事に関係ある職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 委員会の会議は公開しない。

（委員会の幹事）

第16条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、財政課長及び財政課長があらかじめ指定する職員をもって充てる。

（委員会の庶務）

第17条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格	予 定 価 格	入 札 書 比 較 価 格

低入札価格調査基準額	予 定 価 格	入 札 書 比 較 価 格

作 成 日

入 札 執 行 日

事 業 名 (番 号)

設 計 額

様式第2号（第7条第2項第1項関係）

調査項目

- ① その価格により入札した理由
- ② 手持工事の状況
- ③ 当該工事場所と当該入札者の事業所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件
- ④ 手持資材の状況
- ⑤ 資材の購入先及び購入先と当該入札者との関係
- ⑥ 手持建設機械及び使用予定機械の供給方法
- ⑦ 労務者等の具体的供給方法
- ⑧ 下請先及び下請内容
- ⑨ 過去の村発注工事名及びその工事成績
- ⑩ 経営状況
- ⑪ 建設副産物の搬出先
- ⑫ その他

様式第3号（第7条第2項第3号関係）

年 月 日

六ヶ所村長 様

(下請業者) 住 所
名称又は商号
代 表 者 名 印

確 認 書

第 号 工事について、下記のとおり（元請業者名）から下請けをします。

なお、当該下請金額は、建設業法第19条の3の規定に違反する不当に低い請負代金ではありません。

記

- | | | |
|---------|---|----|
| 1. 下請金額 | ¥ | — |
| 2. 工事内容 | 工 | 一式 |
| | 工 | 一式 |

様式第4号（第8条第2項関係）

年 月 日

契約担当者 様

六ヶ所村低入札価格調査委員会
委員長

低 入 札 価 格 調 査 審 査 結 果 表

別添の調査資料により、落札者として適当（不適當）と判断したので通知する。

【審査結果】

様式第5号（第9条第1号及び第3号関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

六ヶ所村長

印

低入札価格調査に係る落札者決定通知書

下記のとおり、調査の結果落札者を決定したので通知します。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 入 札 日
4. 落札者の氏名
5. 落札者の住所
6. 落 札 金 額
（ 税 抜 き ）

文 書 番 号
年 月 日

様

六ヶ所村長

印

低入札価格調査に係る審査結果通知書

標記の件について、下記理由により適正な履行が行われると認められないと判断しましたので落札不決定と通知します。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 入 札 日
4. 落札不決定理由

六ヶ所村低入札価格調査制度調査マニュアル

制 定 平成 15 年 3 月 24 日

第 1 このマニュアルは、六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程（平成 15 年訓令第 9 号）第 8 条による調査の方法について定めるものである。

第 2 調査方法は、次に定める各項目により行うものとする。

1 その価格により入札した理由

当該入札価格の積算内訳について、以下の調査を行い、当該入札価格で当該工事の安全で良質な施工が可能かを確認する。

(1) 使用及び数量

- a 数量総括表に対応する積算内訳になっているか。
- b 設計図書での要求事項を理解して見積もっているか。
- c 指定の数量によって積算されているか。
(数量の指定のない場合は、業者の数量による。)
- d 指定の工法によって施工することとしているか。

(工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)

(2) 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

(3) 安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上内容について確認する。

(4) 現場管理費

現場管理費の計上内容について確認する。

(5) 一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

2 手持工事の状況

手持工事の状況、配置予定技術者及び技術者配置状況について、以下の調査を行う。

(1) 手持工事の状況

契約対象工事附近における手持工事及び契約対象工事に関連する手持工事の状況から間接費の削減が可能か。

(具体的には、営業損料、現場管理費等の削減が可能であるかどうか。)

(2) 配置予定技術者及び技術者配置状況

- a 工事予定箇所に関連する技術者（監理技術者等）について、配置予定を確

認し、他の手持工事の状況との関係を確認する。

b 予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。

3 当該工事場所と当該入札者の事務所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件

内容について以下の調査を行う。

a 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理的条件等をかんがみ、経費等の削除が可能かどうかを確認する。

b 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるのかを確認する。

4 手持資材の状況

手持資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

《具体例》

① 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品を活用する。

② コンクリート用型枠等を活用する。

③ 安全管理資材を保有している。

④ 当該工事に関連する手持資材の活用に優位性がある。

5 資材の購入先及び購入先と当該入札者との関係

当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

《具体例》

① 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。

② 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。

③ 永年にわたり取引がある。

6 手持工事機会及び使用予定機会の供給方法

当該工事において手持の建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資材等で確認する。

《具体例》

① 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。

② 資産償却が終わっており、損料が不要となる。

③ 系列会社からの取引又は永年にわたり取引がある。

7 労務者等の具体的供給方法

労務者の確保計画及び配置の内容について、以下の調査を行う。

a 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能であるかを確認する。

- b 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認を行う。
- 8 下請先及び下請内容
- 下請業者を予定している場合は、予定している施工体制台帳、施工体系図、下請業者の見積書及び下請業者の確認書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか及び下記の点について確認する。
- a 下請業者が提出された金額で契約する意思があること。
 - b 当該金額が建設業法第 19 条の 3 の規定に違反する不当に低い請負代金でないこと。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者に内容の聴取を行う。

- c 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合。
 - d 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合。
 - e 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合。
- 9 過去の村発注工事名及びその工事成績
- a 過去に施工した 2～3 例の村発注工事（村発注工事を施工していないときは、その他の公共工事）について、その契約書、施工体制台帳、完成検査結果通知書等及び請負代金内訳書の提出を求め、内容の確認を行う。
 - b 村発注工事において低入札受注工事の実績がある場合は、当該工事について、1～8 の内容を確認するとともに、工事成績を調査する。

10 経営状況

- a 直近の審査基準日の経営事項審査結果通知書の提出を求め、自己資金額、経営利益額、完成工事高を調査し、工事を施工する能力があるか及び経営状況が著しく悪化していないかを確認する。
- b 信用調査機関における信用情報の有無について確認する。

11 建設副産物の搬出地

内容について以下の調査を行う。

- a 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が特記仕様書等に合致しているかを確認する。
- b 適正な処理を行っている搬出地を選定しているか（処理価格を含む。）を確認する。

第 3 第 2 の調査項目に従い、当該入札者から聴取し、低入札価格調査書等（様式 1 から様式 3）を作成するものとする。

第4 調査対象者が、調査を拒否し、又は協力しない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがないことが証明されないことから、この場合は、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」に該当するものである。

第5 以上の調査終了後、六ヶ所村低入札価格調査委員会へ報告するものとする。

様式 1

低 入 札 価 格 調 査 書

・ 工事概要及び聴取状況報告書

工 事 担 当 課 名	
工 事 番 号 及 び 工 事 名	
工 事 種 別	
予 定 価 格	
低 入 札 調 査 基 準 額	
最 低 入 札 価 格	
最低入札者及び所属等級名	
入 札 年 月 日 時	
予定工期及び可能最遅発注年月日	
聴取年月日時及び聴取場所	
説明者役職名及び氏名	
聴取者役職名及び氏名	
契 約 担 当 者 及 び 担当工事課長の総合評価	

様式 2

・工事積算比較表

工種等	最低入札者の 工事費内訳書 (A)		発注者の積算内訳 (B)		比率 (A/B)	差額 (A-B)
	構成比	構成比	構成比	構成比		
直接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
合計		100%		100%		
備考欄						

注 1 本表は消費税を含まない。また、本書はA4版で作成すること。

2 工種等の区分は判明している範囲内で記入できるところまでで可。したがって、分解できない場合は、合計金額の欄のみに記入してもかまわない。その場合は、備考欄にその理由を簡潔に記載すること。

様式 3

・低入札価格調査の概要

工事担当課名 _____

工事名 (番号) _____ (入札日 平成 年 月 日)

調査対象業者名 _____

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	
2 手持工事の状況	
3 当該工事場所と当該入札者の 事業所、倉庫、資材置場、他の 工事現場等との地理的条件	
4 手持資材の状況	
5 資材の購入先及び購入先と当 該入札者との関係	
6 手持建設機械及び使用予定機 械の供給方法	
7 労務者等の具体的供給方法	
8 下請先及び下請内容	
9 過去の村発注工事名及びその 工事成績	
10 経営状況	・ 年度 (年 月決算) の経営事項審査結果における ①自己資本額 千円 ②経営利益額 千円 ③完成工事高 千円
11 建設副産物の搬出先	
12 その他	

六ヶ所村建設業者等指名停止要領

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 16 号

最終改定 平成 26 年 3 月 17 日訓令第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成 15 年訓令第 6 号。以下「選定規程」という。）第 1 条に規定する建設工事及び六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 15 年規則第 14 号。以下「関連業務規則」という。）第 1 条に規定する建設関連業務の適正な指名業者等（指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者をいう。以下同じ。）の選定に資するとともに、適正な施工等を促し、これらの適正な施行を図るため、有資格建設業者（選定規程第 2 条第 1 項に規定する等級名簿掲載業者をいう。以下同じ。）及び有資格建設関連業者（関連業務規則第 8 条に規定する建設関連業務有資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の効果)

第 2 条 有資格建設業者に係る指名停止は、指名業者等の選定に当たって、選定規程第 3 条第 1 項各号に掲げる事項に留意した場合において、一般的にその適格性を有していることとすることができないものとする措置とする。

2 契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 136 条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中指名してはならない。

3 契約担当者は、指名停止を受けた者を現に指名しているときは、開札前にあつては当該指名を取り消し、開札後契約締結前にあつては、契約を締結しないものとする。

4 契約担当者は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害復旧に係る応急工事の場合、特許・特殊工法を必要とする場合その他のやむを得ない理由がある場合で、あらかじめ村長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 契約担当者は、指名停止を受けた者が、当該指名停止期間中、当該契約担当者等の契約に係る工事の下請若しくは受託をし、又は当該工事の完成保証人になることを認めてはならない。

(指名停止の措置)

第3条 村長は、有資格建設業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格建設業者について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(下請負人に対する指名停止)

第4条 村長は、前条の規定により元請負人について指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を併せて行うものとする。

(建設共同企業体に対する指名停止)

第5条 村長は、建設共同企業体（六ヶ所村建設工事共同企業体取扱要領（平成15年訓令第17号）第7条の規定により認定された特定建設工事共同企業体及び同要領第13条第2項に規定する六ヶ所村経常建設共同企業体等級名簿に登載されている経常建設共同企業体をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該建設企業体について、情状に応じて当該各号に定めるところにより、期間を定めて指名停止の措置を行うほか、当該建設共同企業体の構成員である有資格建設業者（明らかに当該建設共同企業体の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該建設共同企業体の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて指名停止の措置を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、当該建設企業体について解散等の理由により指名停止の措置を行うことができないときは、当該建設共同企業体の構成員であり、又は構成員であった有資格建設業者（明らかに当該建設共同企業体の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、指名停止の措置を行うものとする。この場合において、当該指名停止の期間については、当該建設共同企業体について同項の規定により指名停止の措置を行うことができるものとした場合の例によるものとする。

3 村長は、第3条、前条又は前2項の規定による指名停止の措置に係る有資格建設業者が構成員となっている建設共同企業体について、当該有資格建設業者の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(措置要件の競合)

第6条 一つの事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(短期の延長)

第7条 指名停止を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号及び前条の規定による短期の2倍（当初の指名停止期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に別表各号（第9号から第11号までを除く。）の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第12号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第12号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第8条 村長は、指名停止を受けるべき者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 2 村長は、指名停止を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたために、別表各号及び第6条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超えるときは、36箇月）まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第9条 村長は、指名停止を受けるべき者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格建設業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第13号又は第15号に該当したとき。

- (2) 別表第12号から第15号までに該当する有資格建設業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第12号又は第13号に該当する有資格建設業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格建設業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 村又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する有資格建設業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止期間の変更等)

第10条 村長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び第6条から前条までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 村長は、指名停止期間が満了した有資格建設業者について、別表第13号又は第15号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

(指名停止の解除)

第11条 村長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該指名停止の措置を解除するものとする。

(指名審査会の意見)

第12条 村長は、第2条第4項ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするとき、第3条から第5条までの規定により指名停止の措置を行おうとするとき、第10条第1項の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、又は

前条の規定により指名停止の措置を解除しようとするときは、あらかじめ選定規程第6条に規定する六ヶ所村業者指名審査会の意見を聴くものとする。ただし、別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する有資格建設業者について、第3条の規定により指名停止の措置を行おうとする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書きに規定する場合において、村長は、指名停止の措置後速やかに、六ヶ所村業者指名審査会の意見を聴くものとする。

(措置要件該当事案の報告)

第13条 各課(室)長及び各出先機関の長は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨を指名停止事由発生報告書(様式第1号)により、当該各課(室)及び出先機関を掌理する課長等(以下「課長」という。)及び契約担当者を経由して、村長に報告するものとする。指名停止を受けている者について、第10条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第11条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと認める場合も、同様とする。

(指名停止の通知等)

第14条 村長は、第3条から第5条までの規定により指名停止の措置を行なったときは、その旨を契約担当者に通知するものとする。第10条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第11条の規定により指名停止の措置を解除した場合も、同様とする。

- 2 契約担当者は、前項の通知があったときは、直ちに指名停止通知書(様式第2号)によりその掌理する課(室)及び出先機関に対し周知させるものとする。
- 3 村長は、第1項の場合において、指名停止を受けた者に対して、指名停止通知書(様式第3号)、指名停止期間変更通知書(様式第4号)又は指名停止解除通知書(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。
- 4 村長は、前項の規定により通知を行う場合において、当該指名停止に係る事由が村発注工事に関するものであるときは、必要に応じ、指名停止を受けた者に対して、改善措置の報告を求めるものとする。
- 5 村長は、第1項の場合において、指名停止の措置等に係る情報を村のホームページに掲載して公表するものとし、その掲載は、指名停止措置の概要(様式第6号)によって行うものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 15 条 村長は、有資格建設業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格建設業者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことがある。

(有資格建設関連業者に係る指名停止等)

第 16 条 有資格建設関連業者については、有資格建設業者に係る指名停止の措置等の例により指名停止の措置等を行うものとする。

別表（第3条、第5条—第10条、第13条、第15条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 村の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 村と締結した請負契約に係る工事（以下「村発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 村内における工事で村発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、村発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上12カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 村発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 村発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>

<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が村の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格建設業者である個人又は有資格建設業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格建設業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格建設業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 箇月</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が村内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p>
<p>11 次の(1)又は(2)に掲げる者が村外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9 箇月</p> <p>3 箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員若しくは使用人が逮捕されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該事実を知った日から 12 箇月以上16 箇月以内</p>

<p>13 村発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>当該事実を知った日から 18箇月以上36箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12箇月以上16箇月以内</p>
<p>15 村発注工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18箇月以上36箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>16 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>
<p>17 村発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>18 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上18箇月以内</p>
<p>19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>

様式第1号（第13条関係）

事務連絡

年 月 日

六ヶ所村長

様

（報告者名）

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由発生報告書

下記有資格建設業者について、指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由が発生したので報告します。

記

1. 有資格建設業者

(1) 住 所

(2) 商号又は名称

(3) 代表者氏名

2. 指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由

様式第2号（第14条関係）

事務連絡
年 月 日

各担当課長

財政課長

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）通知書

下記のとおり、指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）したので、職員及び関係機関に周知させてください。

記

1. 有資格建設業者

(1) 住 所

(2) 商号又は名称

(3) 代表者氏名

2. 指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由

3. 指名停止（変更後の指名停止）の期間

4. （変更前の指名停止の期間）

文 書 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

六ヶ所村長

指 名 停 止 通 知 書

この度、あなた（社）が（の）Aことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意されたい。B（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

1. 指名停止の期間C
2. 指名停止の理由D

（注）

1. Aには、措置要件に該当する事実を簡明に記載すること。
2. Bには、第14条第4項の適用がある場合に使用すること。
3. Cには、指名停止の期間の始期及び終期を記載すること。
4. Dには、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第4号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 様

六ヶ所村長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもってあなた（社）の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 変更前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

様式第5号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

六ヶ所村長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、年 月 日付け第 号をもってあなた（社）の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

年 月 日

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止対象業者及び住所

業者名

住 所

2. 指名停止の期間

3. 指名停止の理由

問合せ先 六ヶ所村財政課

電話番号

六ヶ所村建設業者等指名停止要領運用基準

制 定 平成 18 年 3 月 31 日訓令第 16 号

最終改定 平成 26 年 3 月 17 日訓令第 13 号

六ヶ所村建設業者等指名停止要領(平成 15 年 3 月 24 日訓令第 16 号。以下「指名停止要領」という。)の運用については、この基準によるものとする。

第1 指名停止の期間の運用

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(虚偽記載) 1 村の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽の記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6 箇月 3 箇月 1 箇月
(過失による粗雑工事) 2 村と締結した請負契約に係る工事(以下「村発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月
3 村内における工事で村発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3 箇月 2 箇月 1 箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、村発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 請負人の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかった場合 (3) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合 (4) 監督・検査業務の執行を妨害した場合 (5) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	12 箇月 1 箇月 1 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月 2 週間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 村発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	6 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 2 箇月 1 箇月
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合	3 箇月 2 箇月 1 箇月

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 村発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(3) 重傷者を生じさせた場合</p> <p>(4) その他負傷者を生じさせた場合</p>	<p>4箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>2週間</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(3) 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>2週間</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が村の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格建設業者である個人又は有資格建設業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格建設業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格建設業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>12箇月</p> <p>9箇月</p> <p>6箇月</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が村内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>9箇月</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>11 次の(1)又は(2)に掲げる者が村外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p>	<p>9箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕</p> <p>(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>16箇月</p> <p>12箇月</p>
<p>13 村発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>(1) 公正取引委員会による代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕であって、当該工事に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものが含まれる場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕</p> <p>イ 一般役員等の逮捕</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p> <p>(2) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表者等が逮捕された場合((1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(3) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>36箇月</p> <p>30箇月</p> <p>24箇月</p> <p>24箇月</p> <p>18箇月</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等</p>	<p>16 箇月 14 箇月 12 箇月</p>
<p>15 村発注工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>(1) 当該工事に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものが含まれる場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 (2) (1)以外の場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等</p>	<p>36 箇月 30 箇月 24 箇月 24 箇月 21 箇月 18 箇月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>16 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 村内における建設業法違反 ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ 監督処分(営業停止)がなされた場合 ウ 監督処分(指示処分)がなされた場合 (2) 村外における建設業法違反 ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 イ 監督処分(営業停止)がなされた場合</p>	<p>9 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月 6 箇月 2 箇月 1 箇月</p>
<p>17 村発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 (2) 監督処分(営業停止)がなされた場合 (3) 監督処分(指示処分)がなされた場合</p>	<p>9 箇月 4 箇月 3 箇月 2 箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>18 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 村発注工事における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合 ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 (2) 村内における不正又は不誠実な行為(村発注工事における場合を除く。) ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 (ア)代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合</p>	<p>9 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 6 箇月 3 箇月 1 箇月</p>

	(3) 村外において、法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 (4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した事実が認められるなど、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合 ア 村発注工事に関する場合 イ 村発注工事以外の業務に関する場合	6 箇月 2 箇月 18 箇月 12 箇月
19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。	(1) 村内におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合 (2) 村外におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合	9 箇月 3 箇月 6 箇月 1 箇月

注 「重傷者」とは、30日以上の治療を要する負傷者をいう。

第2 指名停止期間の始期等の運用

- (1) 指名停止要領第3条から第5条までの規定により有資格建設業者等について指名停止を行う場合の指名停止期間の始期は、原則として指名停止の措置の決定があった日の翌日とする。
- (2) 極めて重大な措置要件に該当した有資格建設業者等を速やかに指名の対象から除くため、指名停止の措置の決定までの間、あらかじめ指名の対象から除く措置を講じた場合の指名停止期間は、指名停止要領別表各号に規定する期間から当該指名の対象から除く措置を講じた期間に相当する期間を減じた期間とする。

第3 下請負人に対する指名停止の運用

下請工事に関して指名停止理由が発生した場合、指名停止要領上の責任は、第一義的には元請負人が負うものであること。この場合において、指名停止要領第4条の規定により下請負人について指名停止を行うときの指名停止期間は、原則として元請負人の期間と同じ期間とする。

第4 建設共同企業体に対する指名停止の運用

- (1) 指名停止要領第5条第1項の規定により建設共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該建設共同企業体の指名停止期間に構成員の出資割合を乗じて得た期間とする。
- (2) 指名停止要領第5条第2項の規定により建設共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該建設共同企業体に対して指名停止を行うこととした期間にそれぞれ構成員の出資割合を乗じて得た期間とする。
- (3) 指名停止要領第5条第3項の規定により建設共同企業体について指名停止を行う場合の指名停止期間は、構成員の指名停止期間に当該構成員の出資割合を乗じて得た期間を合計した期間とする。

第5 契約違反に係る指名停止の運用

第1の表第4号(1)の措置要件に該当した場合において、請負者が、事由を明らかにせず、契約の解除を申し出たことにより当該契約を解除したときの指名停止期間は、六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成15年3月24日六ヶ所村規則第13号)により認定を受けた資格の有効期間の末日までとする。この場合において、指名停止期間が指名停止要領別表第4号に規定する長期を上回るときは、指名停止要領第8条第2項の規定を適用するものとする。

ただし、契約の解除を申し出た事由が明らかに消滅したと認められる場合には、指名停止要領第10条第1項の規定により指名停止期間を短縮することができる。

第6 工事事故に係る指名停止等の運用

- (1) 村発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、次のア又はイの場

合とする。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白である場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。

(3) 村発注工事における事故について、(1)に該当しない場合であって、次のいずれかに該当するときは、指名停止要領第15条の規定による措置を行うものとする。

ア 請負人が労働基準監督署から是正勧告書の交付を受けた場合

イ 重傷者又は死亡者を生じさせ、かつ、請負人が労働基準監督署から指導票の交付を受けた場合

ウ 死傷者を生じさせた場合又は村民生活に損害を与えた場合であって、社会的影響が大きいと判断されるとき。

第7 贈賄に係る指名停止の運用

第1の表第9号、第10号又は第11号の措置要件に該当した場合において、当該贈賄が公共調達に関係するものであるときの指名停止期間は、公共調達に関係しないものであると想定した場合の期間の2倍まで延長するものとする。この場合において、指名停止期間が指名停止要領別表第9号、第10号又は第11号に規定する長期を上回るときは、指名停止要領第8条第2項の規定を適用するものとする。

第8 独占禁止法違反等に係る指名停止の運用

(1) 指名停止要領第10条第2項については、第1の表第13号(1)又は第15号(1)のいずれかに該当した場合にのみ適用できるものとする。

(2) 第1の表第12号又は第13号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が指名停止要領別表第12号又は第13号に規定する期間の短期を下回るときは、指名停止要領第8条第1項の規定を適用するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年1月17日から施行する。

第 1 一般原則

1 情報の確認

入札に付そうとする建設工事等について、入札談合に関する情報があった場合は、当該情報に係る建設工事等の事務を執行する課等の長は、当該情報提供者の身元、氏名等を確認のうえ直ちに六ヶ所村公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ連絡するものとする。この場合において、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も同様とする。

2 委員会への報告

委員会の事務局は、1により入札談合に関する情報に係る連絡を受けた場合は、情報の内容を談合情報報告書（様式第 1 号）により取りまとめ、速やかに委員会を招集し、報告するものとする。なお、委員会の事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も同様に委員会へ報告を行うものとする。

3 委員会の審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び第 2 以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の事務局は、委員会の審議を踏まえて第 2 以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）について、手続きの各段階において、様式第 2 号により逐次公正取引委員会へ通報するものとする。

5 情報に係る対応

談合情報があった場合の対応は、当該情報に係る建設工事等の事務を執行する課等の課長補佐又は担当係長が対応するものとする。また、報道機関から発注者としての対応を求められた場合は財政課長とし、財政課長が不在のときは、財政課課長補佐が対応するものとする。

第 2 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として次に従い対応するものとする。なお、詳細な手順等は第 3 に従い行うこととする。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 入札執行前に談合情報を入手したときは、直ちに第1の1により委員会の事務局へ連絡するものとする。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこととする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか又は入札開始時刻もしくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うものとする。聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成し、その写しを委員会の事務局へ提出するものとする。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、六ヶ所村財務規則第155条の規定により入札を中止し、又は延期するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、すべての入札参加者から誓約書（様式第4号）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。また、誓約書の写しを委員会の事務局へ提出するものとする。

② この場合、全ての入札参加者に対し第1回目の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。ただし、入札日において事情聴取を行う等あらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書の提示の必要性等を考慮の上、工事費内訳書の提示を要請せずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応するものとする。

③ 入札には、積算担当者等（当該建設工事等の積算内容を把握している職員）が立会い、工事費内訳書を入念にチェックすることとする。

④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は(3)により対応するものとする。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、又入札参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明ら

かでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として、(2)以下に従い対応するものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合は、入札後において入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第1の3により委員会において判断するものとする。

(1) 契約締結以前の場合

① 連絡

談合に関する情報があった旨を直ちに第1に1により委員会の事務局へ連絡し、併せて入札書の写しを提出するものとする。

② 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成し、その写しを委員会の事務局へ提出するものとする。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、六ヶ所村財務規則第154条の規定により入札を無効とすることとする。また、その旨を委員会の事務局へ報告するものとする。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書（様式第4号）を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。また、誓約書の写し及び入札書の写しを委員会の事務局へ提出するものとする。

(2) 契約締結後の場合

① 連絡

談合に関する情報があった旨を直ちに第1に1により委員会の事務局へ連絡し、併せて入札書の写しを提出するものとする。

② 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成し、その写しを委員会の事務局へ提出するものとする。

なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。また、契約を解除しようとする場合は、その旨を事前に委員会の事務局へ連絡するものとする。

第3 個別手続きの手順等

第1に定める公正取引委員会の報告、第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報は、委員会の事務局において行うものとする。
- (2) 公正取引委員会への通報の窓口は、公正取引委員会事務局東北事務所（仙台市青葉区本町3-2-23 第2合同庁舎 TEL 022-225-7095）
- (3) 通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、委員会の事務局は、提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。

2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、談合情報に係る建設工事等の事務を執行する課等の課長補佐、担当係長等の複数の職員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、1社ずつ会議室等に呼び出し聞き取りを行う方法によるものとする。

3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書を公正取引委員会へ送付することがある旨を事情聴取の対象者に通知した上、様式第4号により事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。
- (2) 「入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の注意を促す場合には、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

4 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示に当たっては、入札に際し積算担当者等が立会い、第1回目の入札において全入札者が入札書を入札箱に投入した後に、積算担当者等が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、工事費内訳書を入札者に返却した後に開札することとする。なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳

書のチェックを並行して実施することができるものとする。

第4 六ヶ所村公正入札調査委員会

1 趣 旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置する。

2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について、入札談合に関する情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、入札談合に関する情報があった場合の対応の指
- (2) その他入札の公正な執行を妨げる恐れがある場合の対応の指示。

3 組 織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 副村長

副委員長 総務部門理事

委 員 企画・防災部門理事、産業・防災部門理事、及び公営企業部門理事

4 会長及び委員の職務代理

会長事故あるとき又は不在のときは、副会長がその職務を代理し、委員に事故あるとき又は不在のときは、当該委員が所属する部門の課長がその職務を代理する。

5 議 事

委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 急施事案

緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、合議により審議することができる。

7 事務局

委員会の事務局は財政課に置くものとする。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、六ヶ所村財務規則別記第1の入札者心得書を遵守し厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、六ヶ所村財務規則第154条第3号の規定により入札は無効とする。

様式第1号

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日() 時 分
工 事 名	
入 札 (予 定) 日	平成 年 月 日() 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関(機関名) ・その他() 役職・氏名等
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

様式第2号

六ヶ所財第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局

東北事務所長様

六ヶ所村長

談合情報に関する資料の送付について

当村の 工事の入札に係る談合情報に関する資料を、
別添のとおり送付いたします。

(事項)

- 1 談合情報報告書 (写し)
- 2 事情聴取書 (写し)
- 3 誓約書 (写し)
- 4 入札調書 (写し)
- 5 入札に関する連絡 (無効、延期・取消し)

(該当するものに○をすること。)

事 情 聴 取 書

1 工事（事業）名

2 業 者 名

3 事情聴取を受けた者

4 事 情 聴 取 者

5 日 時

6 場 所

7 質問事項及び聴取内容

質問① 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（決定していた）との情報が
ありますが、そのような事実がありますか。

聴取内容

質問② 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。

聴取内容

質問③ あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。

聴取内容

誓 約 書

平成 年 月 日

六ヶ所村長 様

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

担当者名 ⑩

今般の の入札に関し、六ヶ所村財務規則別記第1の入札者心得書第7条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会へ送付されても異議はありません。

入札者心得書第7条

(公正な入札の確保)

第7条 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札にする金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。

3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

六ヶ所村検査事務規程

制 定 平成 15 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、村が締結した工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る検査の円滑かつ適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号。以下「規則」という。）第 136 条に規定する契約担当者をいう。
- (2) 検査職員 規則第 178 条に規定する検査職員をいう。

(検査の種類)

第 3 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約（委託契約を含むものとし、印刷製本の請負契約を除く。第 13 条第 2 項第 1 号において同じ。）にあつては、完成検査、既済部分検査及び中間検査
 - (2) 調査、測量、設計等の請負契約（委託契約を含む。）にあつては、完了検査
 - (3) 物件の買入れ契約及び印刷製本の請負契約にあつては、完納検査及び既納部分検査
- 2 完成検査は、工事等が完成した場合において、当該工事等の全部（工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分がある場合において、当該部分の工事が完了したときの指定部分に係る工事（以下「指定部分工事」という。）を除く。）について行うものとする。
- 3 既済部分検査は、工事等の完成前に当該工事等の既済部分に対して代価の一部を支払う場合において、当該既済部分（指定部分工事を含む。次項において同じ。）について行うものとする。
- 4 中間検査は、工事等の完成検査を行う際に、工事等の出来形並びに材料の規格、品質及び数量の検査が著しく困難と予想される場合その他契約担当者が特に必要と認める場合において、当該工事等の既済部分について行うもの

とする。

5 完了検査は、調査等の業務が完了した場合において、当該調査等の全部について行うものとする。

6 完納検査は、買入れ物件が完納した場合において、当該物件の全部（既納部分について引渡しがあったものは除く。）について行うものとする。

7 既納部分検査は、物件の一部について納付があった場合に当該既納部分に対して代価の一部を支払う場合において、当該既納部分について行うものとする。

（検査の区分等）

第4条 検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員が行うものとする。

(1) 契約金額が規則第161条に規定する金額を超える工事、調査、測量及び設計についての請負契約（委託契約を含む。）に係る完成検査、既済部分検査、中間検査及び完了検査 契約担当者又は契約担当者が指定する職員

(2) 前号の請負契約以外で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第7号による契約に係る検査 契約担当者が指定する職員

2 契約担当者は、検査に当たって、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前項の職員に検査を行わせることが困難であり又は適当でないと認められる場合には、前項の規定にかかわらず新たに検査職員を指名し、又は村の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。

（検査職員の責務）

第5条 検査職員は、検査に当たっては法令、規則及びこの規程に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査職員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

3 検査職員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の業務上の機密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査職員の職務執行の回避の申出等）

第6条 検査職員は、検査を命じられた場合において、当該検査に係る契約の相手方と親族関係にあるとき、その他検査の公正を妨げる事情があると認め

るときは、職務の執行を回避すべき旨を村長に申し出なければならない。

- 2 契約担当者は、検査職員から前項の申出があったときは、申出に係る事情を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(検査手続の更新)

第7条 契約担当者は、検査開始後合否判定前に検定職員の変更があったときは、検査手続きを更新しなければならない。

(契約締結の通知等)

第8条 契約担当者は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約を締結したときは、速やかに検査職員にその旨を通知し、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により関係書類の交付を受けたときは、検査職員は、あらかじめそれらの書類について検討し、検査の準備をしなければならない。

(検査命令)

第9条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、検査職員に対し検査を命ずるものとする。

- (1) 契約の相手方から給付の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合における工事若しくは製造の既済又は物件の既納を含む。）の届出があったとき。
- (2) 契約を解除しようとする場合において、検査をする必要があると認めるとき。
- (3) 契約担当者において、中間検査をする必要があると認めるとき。

(検査の実施についての原則)

第10条 検査は、実地において行うものとする。

(検査の方法等)

第11条 検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて厳正に行うものとする。

- 2 検査職員は、契約の相手方若しくはその代理人又は第13条の規定により検査に立ち会う職員に対し、必要な説明等を求めることができる。
- 3 検査職員は、次の事項に留意して検査を行わなければならない。
 - (1) 常に公正な態度で臨むこと。
 - (2) 厳正かつ綿密に行うこと。

(3) 契約に係る者の業務の執行に支障を与えないように配慮すること。
(検査の中止等)

第12条 検査職員は、職務の執行に当たり、契約の相手方又はその代理人が検査職員の指示に従わないとき、又は検査を妨害したときは、直ちに、検査を中止し、速やかに契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。
(契約担当者に対する検査の通知等)

第13条 検査職員は、検査をしようとするときは、あらかじめ、契約担当者に検査の日時及び場所を通知し、関係職員の立会いを求めるものとする。

2 前項の立会いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員が行うものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る検査 契約担当者又は契約担当者が指定する職員

(2) 物品の買入れ契約及び印刷製本の請負契約に係る検査 当該物品又は当該印刷物を受け入れる課等の長（六ヶ所村事務決裁規程（昭和48年規程第2号）第2条第5号に規定する課長等及び同条第6号に規定する公所の長をいう。）又は契約担当者が指定する職員

(3) 前2号以外の契約に係る検査 契約担当者が指定する職員
(契約の相手方に対する検査の通知)

第14条 契約担当者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、あらかじめ、契約の相手方又はその代理人に検査の日程及び場所を通知し、立会いを求めなければならない。

(契約の相手方等が立ち会わない場合の検査の実施)

第15条 検査職員は、契約担当者が前条の規定により契約の相手方又はその代理人に対し、検査の立会いを求めた場合において、その者が正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、その欠席のまま検査を執行することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人から、検査の結果につき異議の申出があっても、これを採用しないものとする。

(外部から明視できない部分の検査)

第16条 検査職員は、工事又は製造の目的物について、外部から明視できない部分があるときは、監督職員の説明、写真その他の工事記録等により、当

該部分の検査を行うものとする。

(試運転等を行う場合における検査の合否の判定)

第 17 条 検査職員は、検査に当たって、据付け、試運転その他の処置を必要とするときは、その結果を待って合否の判定をしなければならない。

(破壊又は分解検査)

第 18 条 検査職員は、検査に当たって、工事又は製造の性質上、特に必要があると認めるときは、契約担当者の承認を得て工事の目的物の破壊又は分解の方法により検査を行うことができる。

(抽出検査)

第 19 条 検査職員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検査することが困難である場合において、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検査することにより、全部の物品の合否を判定することができる。

(店頭検査)

第 20 条 検査職員は、物品の納入場所が数箇所以上にわたり、又は遠隔地であるため、納入場所において検査を行うことが困難な場合における物品の買入れ契約に係る検査については、給付の完了前に契約の相手方の店舗、営業所その他これらに類する場所において、これを行うことができる。

2 検査職員は、前項の場合において、検査に合格した物品について打刻、封印その他の方法によりその旨を表示しておかなければならない。

(検査調書等の作成等)

第 21 条 検査職員は、検査（中間検査を除く。）を完了したときは、規則第 178 条ただし書の規定により検査調書又は検収調書の作成を省略できる場合を除くほか、速やかに検査調書（工事請負契約にあつては、工事成績評定書を含む。）または、検収調書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

2 契約担当者は、前項の提出を受けたときは、速やかにその結果を検査結果通知書により契約の相手方に通知しなければならない。

3 検査職員は、中間検査を完了したときは、速やかに中間検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

4 契約担当者は、地方自治法施行令第 167 条の 15 第 4 項の規定により、村の職員以外の者に検査を委託したときは、当該委託を受けた者から検査の結

果を記載した書面を提出させなければならない。

(検査合格の表示及び不合格品の引取り)

第 22 条 検査職員は、物件の買入れ契約に係る検査を完了したときは、合格品と不合格品とを区別し、合格品には合格の表示を行い、不合格品は契約担当者をして、速やかに契約の相手方に引き取らせなければならない。

(検査不合格の場合の手直し、引換え等)

第 23 条 検査職員は、検査により不合格と判定した給付の目的物について、手直し、補強又は引換えをさせる必要があると認めるときは、履行期限までに完了する見込みがある場合を除き、契約担当者の承認を得て、1 回に限り、期限を定めて契約の相手方に手直し、補強又は引換えをさせることができる。

(手直し、引換え等の後の検査)

第 24 条 検査職員は、手直し、補強又は引換えをさせた給付の目的物の検査については、当該部分のみの検査により合格又は不合格の判定をすることができる。

2 検査職員は、手直し、補強又は引換えをさせた給付の目的物について検査したときは、当初の検査月日を検査調書に記載しなければならない。

(減価採用の場合における検査職員の意見の聴取)

第 25 条 契約担当者は、物件の買入れその他の契約で、給付の目的物にわずかな傷がある場合において、その使用に重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から手直し、引換え等が困難と認められるため、相当の価額を減額の上採用しようとするときは、あらかじめ、検査職員の意見を聴かななければならない。

(検査の技術的基準)

第 26 条 村長は、検査職員が検査を行うに当たって必要な技術的基準を定めるものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

六ヶ所村工事監督職員事務規程

制 定 平成 15 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、村が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監督職員の指名)

第 2 条 契約担当者（村長又は村長の委任を受けて工事の請負契約に関する事務を担当する職員をいう。）以下同じ。）は、工事ごとに監督を行う職員（以下「監督職員」という。）を指名しなければならない。

2 契約担当者は、前項の監督職員を指名したときは、速やかに請負者にその氏名を通知（様式第 1 号）しなければならない。

(監督業務の委託)

第 3 条 契約担当者は、工事について、特に専門的な知識若しくは特殊な技能を必要とするとき、又はその他の理由により前条の村職員により監督を行うことが適当でないと認めるときは、村職員以外の者に監督を委託することができる。この場合において、調書その他監督内容を明確にした書類等を提出させなければならない。

(監督の方法)

第 4 条 監督職員は、契約書、設計図書、仕様書、その他の関係書類に基づき、立会い、指示その他の方法によって厳正かつ公平に監督を行わなければならない。

2 監督職員は、工事についての関係法令等を熟知するように努めなければならない。

(契約担当者の指示等)

第 5 条 契約担当者は、監督職員から報告を受けた監督状況で、是正を要するものについては、速やかにその措置を指示し、又は必要と認める場合は、自ら立ち会わなければならない。

(現場状況の把握)

第 6 条 監督職員は、請負者に対し適切な指示が与えられるよう、工事現場等の状況を把握しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第7条 監督職員は、現場の施行にあたり、請負者より現場代理人等届(様式第2号)を提出させなければならない。

(細部設計図及び原寸図)

第8条 監督職員は、必要があると認めるときは、設計図書に基づき細部設計図又は原寸図書を作成して請負者に交付し、又は請負者の作成したこれらの図書を検査して承認を与えなければならない。

(材料等の検査)

第9条 監督職員は、設計図書等において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料等について、品名、規格、品質及び数量を厳正に検査しなければならない。

2 検査の結果合格した工事材料等は、仕分けその他の表示方法により他の物と明確に区別し、不合格品については、遅滞なく良品と交換させなければならない。

3 監督職員は、請負者から調合を要する材料及び見本検査を求められたときは、直ちに当該調合の立会い及び検査に応じなければならない。

(改造の指示)

第10条 監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、厳重に注意し、速やかに改造を命じなければならない。

(設計図書の疑義)

第11条 監督職員は、工事の施工に当たり、設計図書と工事現場の状態が一致しないとき、設計図書に誤り、脱漏があるとき、若しくは地盤等について予期できなかった状態を発見したとき、又はこれらについて請負者から協議を受けたときは、軽微なもので明らかに判定がつくものについては指示を与え、その他のものについては契約担当者に報告して指示を受けなければならない。

(破壊等による検査)

第12条 監督職員は、請負者が設計図書で指定した立会い及び検査を経ないで工事を施工し、外部からの観察等により当該施工の適否を確認することが困難な場合は、必要に応じて破壊等の方法により検査しなければならない。

(工事の変更及び中止)

第13条 監督職員は、工事を変更し、又は一時中止する必要があると認めるときは、直ちにその理由を付して契約担当者に報告し、指示を受けなければならない。

(契約履行の疑義)

第14条 監督職員は、請負者の契約の履行について疑義が生じたときは、直ちにその事由を調査し、契約担当者に報告し、指示を受けなければならない。

(緊急措置)

第15条 監督職員は、災害防止その他の理由により緊急に請負者に臨機の措置をとらせる必要があると認めるときは、契約担当者の指示を受け請負者に対してその措置を指示しなければならない。ただし、事態が急迫してその暇のないときは、自己の判断によって指示を行い、その顛末を契約担当者に報告しなければならない。

2 監督職員は、請負者から災害防止等の必要のため特に急を要し、独断でとった措置について通知を受けたときは、意見を付して契約担当者に報告しなければならない。

(工事目的物の損害)

第16条 監督職員は、工事目的物若しくは工事材料に損害があったとき、又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なく事実を調査し、意見を付して契約担当者に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第17条 監督職員は、天災その他不可抗力によって工事の既済部分（工事現場に搬入した検査済工事材料を含む。）に損害を生じたことを知ったときは、実情を詳細に調査して契約担当者に報告しなければならない。

(検査の立会い)

第18条 監督職員は、契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員。」という。）が検査を行う際立ち会わなければならない。

(手直しの処置)

第19条 監督職員は、完成検査の結果手直し等を要するものがあった場合は、その施工を監督しなければならない。

(工事成績評定書)

第20条 監督職員は、工事完成後直ちに厳正に工事成績の評定を行って工事成績評定書を作成し、検査職員に提出しなければならない。

(手続き等の省略)

第21条 特殊な工事、軽易な工事又は緊急を要する工事については、この規程の一部を省略することができる。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

様

六ヶ所村長

印

監 督 職 員 の 通 知 書

年 月 日をもって請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり監督職員
を定めたので通知する。

工事名 _____

記

1. 監督職員の職氏名 _____

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

六ヶ所村長 様

住所
請負者
氏名

印

現場代理人等通知書

年 月 日付けで契約した工事名 について現場代
理人等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添え通知します。

記

- 1 現場代理人
- 2 主任（監理）技術者

様式第2号の添付書類

経 歴 書

種 別 現場代理人 ・ 主任（監理）技術者

本 籍 地

現 住 所

氏 名

生 年 月 日

学歴及び職歴

資格（法令による免許及び登録番号）

職 歴

上記のとおり相違ありません。

氏名

印

六ヶ所村工事成績評定基準

制 定 平成 15 年 3 月 24 日

(目的)

第 1 条 この基準は、六ヶ所村建設工事競争入札参加者指名審査事務処理要領（平成 15 年訓令第 11 号。以下「要領」という。）第 8 条の規定により、村が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適格な評定の実施を図り、請負者の適正な選定と指導育成に務めるとともに、工事施行能力の審査に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定は、原則として 1 件の請負金額が 130 万円を超える工事について行うものとする。

(評定者)

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、六ヶ所村工事監督職員事務規程（平成 15 年訓令第 7 号。）第 2 条に定める監督職員（以下「監督職員」という。）及び六ヶ所村検査事務規程（平成 15 年訓令第 8 号。）第 2 条第 2 号に定める検査職員（以下「検査職員」という。）とする。

(評定の方法)

第 4 条 評定は、工事ごとに行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づいて適確かつ公正に行うものとする。
- 3 検査職員が行う評定は、検査の結果手直し等があった場合でも、手直し前の状況を対象として評定するものとする。
- 4 評定は、工事成績評定書（要領別記様式。以下「評定書」という。）により行うものとし、評定の基準は、別表考査基準のとおりとする。この場合、考査項目別の評点（以下「考査点」という。）の持分については、次のとおりとする。
 - (1) 監督職員の合計最大考査点は、45 点とする。
 - (2) 検査職員の合計最大考査点は、55 点とする。
 - (3) 考査項目別考査点は、評定書記載のとおりとする。

(評定書の提出)

第 5 条 監督職員は、評定対象工事の完成検査が実施されるまでに、当該工事につい

て評定を行ったうえ評定書を検査職員に提出するものとし、検査職員は、この評定書に自己の評定を加えて考査点を算出し、評価を定めるものとする。

- 2 検査職員は、評価を定めたとき、遅滞なく評定書を契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 136 条に規定する契約担当者をいう。）に提出するものとする。

（秘密の保持）

第 6 条 工事成績の考査点は、秘密を保持し、関係者以外の者にその内容を漏らしてはならない。

別表（第4条第4項関係）

考 査 基 準

項 目	考 査 内 容		A	B	C	D	
① 施 工 の 能 力 施 工 の 体 制	施 工 の 能 力	現 場 代 理 人 の 管 理 能 力	工事全体をよく把握し統率力もよくチームワークが極めてよかった。	工事全体を把握し、チームワークもよかった。	工事の把握にやや欠けていた。	工事の把握に欠け、チームワークも悪く、常に問題があった。	
		主任技術者	技 術 能 力	担当業務をよく理解し堅実で正確な施工をした。	担当業務を理解し、ほぼ正確な施工をした。	相当業務の理解にやや欠け常時監督を頼り施工した。	相当業務を理解できず、常時監督を要しどうにか施工できた。
			人 員 配 置	工事規模、工事量の増減に応じ適材適所に配置されていた。	工事規模、工事量に応じて普通に配置されていた。	人員は、不足がちであった。	人員は、不足し施工の遂行に支障を及ぼす事態が再三あった。
		労務者	施 工 能 力	非常に熟練していた。	熟練程度は普通であった。	やや未熟で仕事もやや劣っていた。	未熟で仕事も悪かった。
			人 員 配 置	工事規模、工事量の増減に即応して配置され優良であった。	工事規模、工事量に応じて配置され普通であった。	人員は、不足していた。	人員は、極端に不足し、工事中止を招く事態を生じた。
	施 工 の 体 制	仕 事 へ の 積 極 性		業務の軽重にかかわらず、常に積極的で、細部についても細心の注意を払い完全に施工した。	積極性は、普通であった。	積極性にやや欠けていた。	積極的でなかった。
		監 督 職 員 と の 性 協 調 性		細部についてもよく協調し、密接な連絡をはかり、監督職員と一体となり施工した。	協調性は、普通であった。	協調性にやや欠けていた。	協調的でなかった。
		誠 実 性		指示通り迅速、正確に履行し細心の注意を払って施工した。	指示通り誠意をもって施工した。	指示に対し履行の程度がやや悪かった。	指示に対し履行の程度が悪かった。
		創 意 工 夫		困難を克服し創意工夫をもって施工した。	創意工夫をもって施工した。	創意工夫がやや足りなかった。	困難を克服する努力が払われなかった。

項目		考查内容	A	B	C	D	
	施工機械	性能	性能可動は、すぐれていた。	性能可動は、普通であった。	性能可動は、やや悪かった。	性能可動は、悪かった。	
		配置	工事規模、工事量の増減に応じて適正に配置されていた。	工事規模、工事量に応じて配置され普通であった。	不足ぎみであった。	常に不足していた。	
	地元との渉外	関係法規の遵守	関係法規もよく遵守されていた。	関係法規も遵守されていた。	関係法規の遵守にやや欠けていた。	関係法規が遵守されていなかった。	
		工事による障害防除に対する努力	積極的に努力し、地元第三者よりの苦情は皆無であった。	問題がなかった。	問題が多かった。	問題が多く工事中止を招く事態を生じた。	
②工事の実施状況	工程管理	一般事項	施工計画	工事内容、現場状況に即応し極めて練密に計画され計画通り実施した。	計画内容も良好で計画通り実施した。	計画内容がやや悪かった。	計画内容も悪く計画的に施工されなかった。
			工程管理	ネットワーク等による計画的な管理を完全に実施した。	計画的な管理を実施した。	計画的な管理をあまり実施しなかった。	管理について関心がうすく、工期延長又は工事打切等の事態を招いた。
			試験設備	施工規模に応じて設備程度、設備機械の精度ともすぐれていた。	設備程度、設備機械の精度とも普通であった。	設備程度、設備機械の精度ともやや不良であった。	設備程度、設備機械の精度とも不良であった。
			試験結果	仕様書に基づき実施されすぐれた精度で適合していた。	仕様書と適合していた。	仕様書に基づいて実施されたがやや適合しなかった。	仕様書と適合せず手直し又は再施工があった。
		出来形管理	仕様書、施工管理基準に基づき入念に整理され、内容もすぐれていた。	仕様書、施工管理基準に基づき整理され、内容も普通であった。	整理が悪く、内容も間違いがあった。	整理が非常に悪かった。	

項目		考查内容	A	B	C	D
	現場管理	品質管理	施工管理基準に基づきよく実施され作成時期、精度また現場への反映等すぐれていた。	施工管理基準に基づき実施され作成時期、精度また現場への反映は普通であった。	施工管理基準に基づいて実施したが間違いがあり、作成時期、精度、現場への反映がやや不良であった。	あまり実施せず間違いが多く不良であった。
		書類整備 <ul style="list-style-type: none"> 日報、品質証明、 試験成績、 工事写真の管理等 	現場は、非常に整然と整理されていた。	整然とできていた。	整理がやや悪かった。	整理が悪かった。
		交通処理	標示板、標識、防護施設が完全に設置され交通渋滞することなく処理され、第三者へ迷惑を与えなかった。	標示板、標識、防護施設ともよく設置されており、第三者へ迷惑を与えなかった。	標示板、標識、防護施設にやや不備なところもあり、第三者より多少の苦情がでる程度の迷惑をかけた。	標示板、標識、防護施設に不備なところが多く、交通渋滞や、第三者からの苦情で工事を中止することもあった。
	安全管理	施設	安全施設、保安具も整備され常に点検補修が行われ事故がなかった	安全設備、保安具の整備は普通で事故はなかった。	安全施設、保安具に不備な点が多少あった。	安全施設、保安具に不備な点が多かった。
		指導	作業員全員に常に十分な教育と指導を行い些細な事故もなかった。	常に指導を実施し、事故がなかった。	指導をあまり実施せず事故が多少あった。	指導を実施せず大きな事故があった。
	③ 現地検査	品質と出来形	品質	すべて所要強度を有し、品質とも均一で特にすぐれていた。	多少バラツキはあったが所要の品質強度があり良好であった。	多少バラツキがあったが品質強度ともほぼ良好であった。
	出来ばえ	外観、仕上りとも非常にきれいで感覚もよく、細部な点までよく行きとどいている。	外観、仕上りとも良好で、感覚もよかった。	外観、仕上りともほぼ良好であった。	外観、仕上りとも劣り手直しも必要とした。	

項目	考查内容	A	B	C	D
	検 測 値	規格値を満足し、非常に良かった。	規格値も満足しバラツキは普通であった。	処置可能な範囲で軽微な規格値はずれが一部にあった。	規格値をはずれたもの多かった。
総	評	品質、機能、出来ばえ、施工方法とも極めて優良であった。	品質、機能、出来ばえ、施工方法とも普通であった。	品質、機能、出来ばえ、施工方法ともやや不良であった。	品質、機能、出来ばえ、施工方法とも不良であった。
	考查点①～③	A (100～85)	B (84～70)	C (69～60)	D (59～)
	評 価	良 好	普 通	やや劣る	不 合 格

六ヶ所村公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 12 号

最終改正 平成 17 年 4 月 1 日訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 村が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に定める建設工事（以下「工事」という。）の入札及び契約に係る事項の公表の取扱いについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(公表する事項)

第 2 条 村長は、工事の請負に係る入札及び契約に関するもので、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 毎年度の工事の発注見通し
- (2) 指名競争入札参加者資格及び指名基準等の規程
- (3) 工事請負に係る指名競争入札参加有資格者の名簿
- (4) 入札及び契約の過程
- (5) 契約の内容

(公表の方法及び場所)

第 3 条 公表の方法は、書面の閲覧によることとし、公表の場所は、契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 136 条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が指定する場所とする。

(毎年度の工事の発注見通しの公表)

第 4 条 第 2 条第 1 号に規定する毎年度の工事の発注見通しは、予定価格が 130 万円を超えると見込まれる工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって、村の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げる事項について、工事の年間発注見通し一覧表（様式第 1 号）により公表するものとする。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約の場合は、契約締結の時期）

2 発注見通しの公表は、4半期ごととし、4月、7月、10月、1月の各月の1日を目途に公表するものとする。ただし、4月1日に当該年度の予算が成立していない場合は、予算成立後遅滞なく公表するものとする。

3 発注見通しの公表内容に変更が生じた場合は、次の公表時に変更内容が容易に判断できる方法により公表するものとする。

4 発注見通しの閲覧期間は、当該年度の3月31日までとする。

（指名競争入札参加者資格及び指名基準等の規程の公表）

第5条 第2条第2号の規定により公表する指名競争入札参加者資格及び指名基準等の規程は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第13号）

(2) 六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成15年訓令第6号）

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定に基づく建設工事及び建設関連業務に係る契約についての一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等に関する公示

(4) 六ヶ所村建設工事等指名業者選定要領（平成15年訓令第14号）

(5) 六ヶ所村建設業者等指名停止要領（平成15年訓令第16号）

(6) 六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第13号）第6条に基づく建設工事有資格者名簿及び第10条に基づく六ヶ所村建設業者等級名簿

（工事請負に係る指名競争入札参加有資格者の名簿の公表）

第6条 第2条第3号に規定する指名競争入札参加資格者の名簿の公表は、六ヶ所村建設工事の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第13号）第6条に規定する有資格者名簿について、建設業者の商号または名称、代表者指名及び所在地を記載したものを公表する。

2 当該名簿の内容に変更があった場合は、変更後の内容を公表する。

3 第1項の名簿掲載者が、六ヶ所村建設業者等指名停止要領（平成15年訓

令第16号) 第3条の規定による指名停止措置の対象となった場合は、その者の商号又は名称、指名停止期間及び指名停止の理由を公表するものとする。
(入札及び契約の過程の公表)

第7条 第2条第4号に規定する入札及び契約の過程については、工事請負契約に係る入札においては落札者決定後に、随意契約においては契約締結後に、次に掲げる事項を開札一覧表(六ヶ所村建設工事等施行事務取扱要領様式第7号)及びその他の書類により公表するものとする。ただし、予定価格が六ヶ所村財務規則(昭和60年規則第4号)第161条に規定する額を超えないもので随意契約によるものはこの限りでない。

- (1) 指名競争入札において指名した業者の指名理由
- (2) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (3) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (4) 予定価格
- (5) 低入札価格調査により最低価格者以外の者を落札者とした場合の理由
- (6) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由(様式第2号)

2 第1項第4号に規定する予定価格は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項に定める随意契約をする場合を除き、入札執行以前に入札予定書(六ヶ所村公共工事等予定価格事前公表事務取扱要領(平成15年訓令第13号)様式第2号)により公表することができるものとする。

(契約の内容に関する公表)

第8条 第2条第5号に規定する契約の内容の公表は、前条において公表の対象とする工事の契約内容について、次に掲げる事項を記載した工事請負契約調書(様式第3号)により公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称、住所
- (2) 工事の名称、場所、種別及び概要
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 契約金額

2 前項の工事について、契約の内容に変更が生じたときは、変更後の契約内容及び変更理由を工事請負変更契約調書(様式第4号)により公表するもの

とする。

(公表期間)

第9条 入札及び契約の過程並びに契約の内容は、公表した翌日から1年間公表するものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

様式第2号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

工 事 の 名 称 _____

工 事 請 負 業 者 名 _____

随 意 契 約 理 由

--

工事請負契約調書

契約締結年月日	年 月 日
契約者名	
契約者の住所	
工事の名称	
工事場所	
工事の種別	
工事の概要	
工期（自）	年 月 日
工期（至）	年 月 日
契約金額	¥ ー（税込み）

六ヶ所村公共工事等予定価格事前公表事務取扱要領

制 定 平成 15 年 3 月 24 日訓令第 13 号
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、六ヶ所村財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 147 条第 2 項の規定により、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、建設関連業務（六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 15 年規則第 14 号）第 1 条に規定する建設関連業務をいう。以下同じ。）、建設関連業務以外の業務及びその他村長が特に必要と認めたもの（以下「建設関連業務等」という。）に係る入札につき、入札前に予定価格を公表する場合の事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 村長の委任を受けて請負契約に関する事務を担当する職員をいう。
- (2) 予定価格 入札に付する建設工事及び建設関連業務等に関する仕様書及び設計書等によって予定する当該建設工事及び建設関連業務等の価格をいう。

(対象となる工事及び業務)

第 3 条 予定価格を入札前に公表して入札を実施する建設工事は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができるもの及び法令の規定により予定価格を入札前に公表して入札を実施することができないものを除き、村が発注するすべての建設工事及び建設関連業務等とする。

(予定価格の作成及び公表)

第 4 条 村長又は契約担当者（以下「契約担当者等」という。）は、建設工事の入札の執行に係る決裁終了後直ちに予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を予定価格調書に記載するとともに、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 予定価格及び入札書比較価格(予定価格の108分の100に相当する金額)を建設工事は予定価格調書(六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程(平成15年訓令第9号)様式第1号)に、建設関連業務等は、予定価格調書(六ヶ所村建設工事等施行事務取扱要領(平成15年訓令第15号)様式第8号)にそれぞれ作成し入札通知書(様式第1号)に記載し、指名業者へ通知する。
- (2) 予定価格を入札予定書(様式第2号)に記載し、契約担当者が指定する場所において閲覧に供する。

(工事費内訳書の提出)

第5条 契約担当者等は、建設工事の入札の執行に当たり、入札参加者に対し、仕様書等に規定する工事内容の数量、単価、金額、諸経費及び合計を明らかにした工事費内訳書(建築・営繕工事等にあつては、仕様書等及び図面に基づく種目及び科目内訳書)の提出を求め、その内容を確認するものとする。

- 2 入札参加者が工事費内訳書を提出しないとき、入札価格と合致しない工事費内訳書を提出したとき又は工事費内訳書の内容が著しく不相当なときは、無効とするものとする。

(積算内訳書の提出)

第6条 契約担当者等は、建設関連業務等の入札の執行に当たり、入札参加者に対し、仕様書等に規定する業務内容の数量、単価、金額、諸経費及び合計を明らかにした積算内訳書(建築・営繕業務等にあつては、業務委託仕様書)の提出を求め、その内容を確認するものとする。

- 2 入札参加者が積算内訳書を提出しないとき、入札価格と合致しない積算内訳書を提出したとき又は積算内訳書の内容が著しく不相当なときは、無効とするものとする。

(入札の執行)

第7条 予定価格を入札前に公表して入札を実施する場合の入札の執行回数は、原則として1回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、指名替え等を行うものとする。

- 2 入札執行前に辞退等により入札参加者が1名となった場合は、入札を行わないものとする。
- 3 入札書比較価格を超える金額を記載した入札は、無効とする。

六ヶ所村建設工事等暴力団排除措置要綱

制 定 平成 18 年 3 月 31 日訓令第 15 号

最終改正 平成 26 年 2 月 20 日訓令第 18 号

(目的)

第 1 この要綱は、六ヶ所村が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明した場合における指名除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事等の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託及び物品の購入等（土木施設維持管理業務の委託及び建設資材の納入を含む。）をいう。
- (2) 有資格業者 建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者をいう。

(指名停止)

第 3 村長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名停止するものとする。

(指名停止の通知)

第 4 村長は、第 3 の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、村長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第5 村長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(建設工事等妨害の際の措置)

第6 村長は、建設工事等を受注した業者が、当該建設工事等に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第7 村長は、この告示に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関の積極的な協力を要請するものとする。

(警察との連携)

第8 村長は、警察との密接な連携のもとに六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成15年訓令第6号）第6条に規定する六ヶ所村業者指名審査会の意見を聴くものとする。

2 村長は、別表の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、警察に当該情報の確認を行うことができる。

(委任)

第9 この告示に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期 間
1 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から12ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
3 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
4 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
5 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

<p>6 契約を履行するにあたり、暴力団等による不当介入を受けたにも関わらず、契約担当者等への報告及び警察への通報を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
--	-----------------------------

六ヶ所村設計変更事務取扱要領

制 定 平成22年4月20日訓令第34号
最終改正 平成23年4月 1日訓令第17号

(目的)

第1条 この要領は、設計変更及び契約変更の取扱について必要な事項を定め、もって事務の適正化を図るものである。

(設計変更の定義)

第2条 この要領において設計変更とは、当該契約の目的を変更しない範囲において、村が契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負人と協議し、又はその内容を請負人に指示することをいう。

(設計変更の基準)

第3条 設計変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもので、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

- (1) 天災その他の不可抗力により工事を設計図書どおり施工することが不可能になった場合
- (2) 設計図書に示した施工条件が工事現場の状況と一致しない場合
- (3) 設計書、図面及び仕様書が交互に符合しない場合
- (4) 発注時において確認が困難な要因に基づく場合
- (5) 関係法令の改正等により設計条件の変更が必要となった場合
- (6) 自然環境の適切な保全又は公益上変更の必要があると認められる場合
- (7) 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当になったと認められる場合
- (8) 前各号に該当しない場合において、特にやむを得ないものと認められる場合

(設計変更の手続)

第4条 監督員は、設計変更の必要が生じたときは、変更内容が予算の範囲内であることを確認し、その都度遅滞なく設計変更承認伺（別記様式第1号）により、村長又は専決者（六ヶ所村事務決裁規定（平成19年3月訓令第33号）に基づく専決者）の承認を受け、設計変更指示書（別記様式第2号）

により請負人と協議又は指示しなければならない。

2 前項の専決区分による決裁のほか次の各号に掲げる設計変更は主管課長まで承認を得なければならない。

(1) 減額による場合

(2) 請負代金額の変更等に変えて設計図書の変更を行う場合で変更見込額が100万円を超えない場合

3 前項の決裁は財政課との合議を要し、監督員は財政課との合議前に契約担当者と事前協議を行うものとする。

(契約変更の手続)

第5条 工事担当課長は、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく契約担当課長へ変更契約依頼書(別記様式第3号)により変更契約の執行を依頼しなければならない。ただし、軽微な設計変更や、工期又は請負代金の変更を伴わないものは、工事完成の通知がなされる日(債務負担行為又は継続費に基づく工事において工期末の属する年度以外の年度にあつては、当該会計年度の末)までに行うことをもって足りるものとする。

2 前項の軽微な設計変更とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 構造、工法、位置及び断面等の変更で重要でないもの

(2) 変更見込額が請負代金の20%以内で且つ100万円を超えないもの

3 工事担当課長は、設計変更が複数回となり、変更見込額の累計額が第2項第2号の割合及び金額を超えたときは、軽微な設計変更とせずに、変更契約を速やかに執行しなければならない。

(変更契約金額の算定方法)

第6条 設計変更に伴う変更契約金額の算定は、次に定めたとおりとする。

変更設計額×請負率(当初請負代金額を当初設計額で除し、小数点第5位以下を切り捨てた数値)＝変更工事価格(その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)

変更工事価格×消費税率＝消費税相当額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

変更工事価格＋消費税相当額＝変更契約金額

(議会承認案件に係る手続き)

第7条 議会の議決に付すべき契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第81号）第2条に定める契約）の変更契約に係る手続きは別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月20日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別紙様式 1 (起案及び監督員用)

村長	副村長						財政課

(平成 年 月 日 決裁)

設計変更承認伺 (第 回)			
工 事 名		工 事 場 所	六ヶ所村大字 地内
請負代金額		工 期	始 年 月 日
			至 年 月 日
変更予定額		指 示 予 定 年 月 日	年 月 日
変更予定額 累 計		請 負 人	
変 更 予 定 請 負 代 金 額		監 督 員 所 属 職 氏 名	
設計変更基準 該当条項 第 号 ()			
変更理由			
指示内容			
上記指示内容を承諾します。 住 所 請負人 氏名 ⑩ 年 月 日			

設計変更指示書 (第 回) 六ヶ所村長 印			
工 事 名		工 事 場 所	六ヶ所村大字 地内
請負代金額		工 期	始 年 月 日
			至 年 月 日
変更予定額		指示年月日	年 月 日
変更予定額 累 計		請 負 人	
変 更 予 定 請 負 代 金 額		監 督 員 所 属 職 氏 名	
設計変更基準 該当条項 第 号 ()			
変更理由			
指示内容			

財政課長

様

工事担当課長

変更契約依頼書

下記事業について設計変更が生じたため、変更契約の執行を依頼します。

記

依頼課	課名	担当者職氏名		
事業番号及び事業名				
種別	1. 工事 2. 設計委託 3. 物品購入 4. 業務委託 5. その他			
施行場所	六ヶ所村大字 地内			
工期	変更前	年 月 日 から 年 月 日まで		
	変更後	年 月 日 から 年 月 日まで		
契約業者名				
予算額	予算科目(款項目) 予算額(千円)			
変更回数	第 回目			
変更内容				
変更金額 (税込)	請負率	%		
	当初契約額 ※(第回変更契約額)	円	当初設計額 ※(第回変更設計額)	円
	変更契約額 ※(第回変更契約額)	円	変更設計額 ※(第回変更設計額)	円
	契約増減額	円	設計増減額	円

※金額は税込にて記載し、負数となるときは最大桁左側に「△」記号を付すこと。

※請負率は小数点第5位以下切捨にて算定すること。

※変更回数2回目以降はそれぞれを「第〇回変更(契約・設計)額」と読み替えること。

六ヶ所村簡易型一般競争入札試行要領

制 定 平成 23 年 4 月 15 日訓令第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、六ヶ所村が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうち、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「簡易型一般競争入札」という。）の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 簡易型一般競争入札の対象とする建設工事(以下「対象工事」という。)は、設計金額が 2,000 万円以上の建設工事とする。

2 対象工事の選定は、六ヶ所村業者指名審査会の審議を経た上で行うものとする。

(入札参加形態)

第 3 条 前条の規定により対象工事を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
- (2) 共同企業体のみ入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による入札参加形態の決定について準用する。

(入札参加資格の要件)

第 4 条 簡易型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する工種について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 六ヶ所村建設業者等指名停止要領（平成 15 年 3 月 24 日訓令第 16 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 土木、建築工事においては対象工事ごとに定める六ヶ所村建設工事の競争入札等に参加する者の資格等に関する規則（平成 15 年 3 月 24 日規則第 13 号）第 8 条の規定に基づく等級にそれぞれ格付されていることとし、その他の建設工事については、同規則の規定に基づき当該工事の入札参加資格が認定され、建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値が対象工事ごとに定める基準を満たしていること。
- (5) 対象工事ごとに定める区域内に、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有していること。

- (6) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けていること。
 - (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の建設業法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けていること。
 - (8) その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者
- 2 第 2 条第 2 項の規定は、前項第 4 号、第 5 号及び第 8 号の規定による入札参加資格の決定について準用する。

（公告）

第 5 条 村長は、当該対象工事を簡易型一般競争入札に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも 10 日前までに令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

（入札参加申請）

第 6 条 簡易型一般競争入札に参加しようとする者は、六ヶ所村簡易型一般競争入札参加資格確認申請書（別記第 1 号様式）に、次に掲げる書類で村長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 の通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し
- (2) 配置予定技術者調書（別記第 2 号様式）
- (3) 施工実績調書（別記第 3 号様式）
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事後審査方式による入札にあつては、六ヶ所村簡易型一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（別記第 4 号様式）を当該公告で指定する期日までに村長に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第 7 条 村長は、前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がないと認めた者に対して、六ヶ所村簡易型一般競争入札参加資格確認通知書（別記第 5 号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、村長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。
- 3 村長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 村長は、前条第1項又は第3項の規定により簡易型一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 第6条の申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げる者のほか簡易型一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

(設計図書)

第9条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

- 2 村長は、前項の供覧に代えて、設計図書の販売を行うことができる。

(質問及び回答)

第10条 設計図書に関して質問がある者は、質問書を提出期限日までに、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の質問書を受理したときは、回答期限日までに回答するものとする。

(入札方法等)

第11条 入札の方法は郵便入札とし、入札書の提出は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの郵便方法により、日本郵政六ヶ所郵便局へ局留めにて提出するものとする。

- 2 郵便物に関する事項は、郵便に関する法令等によるものとする。
- 3 その他郵便入札に係る事項は別に定める。

(事後審査方式における落札候補者の決定)

第12条 事後審査方式による入札にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を、六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程（平成15年3月24日訓令第9号）第4に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を定めている場合にあつては同規程第7条の2に規定する数値的判断基準による判定により失格となった者を除く。）を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

- 2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

(事後審査方式における入札参加資格確認書類の提出)

第13条 落札候補者は、入札終了後、六ヶ所村簡易型一般競争入札(事後審査方式)参加資格確認申請書(別記第6号様式)及び第6条第1項各号に掲げる書類(以下「確認申請書等」という。)を当該公告に定める提出期限日までに、村長に提出しなければならない。

- 2 提出期限日経過後は、確認申請書等の修正及び再提出は、認めない。
- 3 落札候補者が提出期限日までに確認申請書等を提出しない場合又は入札参加資格の確認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(事後審査方式における入札参加資格の確認)

第14条 村長は、前条第1項の規定により確認申請書等を受理した場合は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは、落札決定(落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たないときは、六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程第7の2に規定する低入札価格調査対象者)とし、入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の行った入札は無効として、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の確認は行わないものとする。

- 2 入札参加資格の確認は、原則として、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する通知等)

第15条 村長は、前条第1項の確認の結果、入札参加資格がないと認めた者に対して、六ヶ所村簡易型一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、村長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。
- 3 村長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

(入札の無効)

第16条 確認申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき、その他簡易型一般競争入札への参加が著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(その他)

第17条 簡易型一般競争入札の試行に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

別記第1号様式

六ヶ所村簡易型一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 六ヶ所村 長

住 所
申請者 商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について
確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号 第 号

工 事 名

(添付書類)

- 1 総合評定値通知書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書

担当者連絡先
氏 名
電 話
F A X

別記第2号様式

配 置 予 定 技 術 者 調 書

技術者名 (生年月日)	
法令による資格・免許登録番号等	

工 事 経 歴	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 職 務 名	
	従 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工 事 概 要	

注1 工事経歴の欄には、最近の代表的な類似工事の経歴について、類似のものが無い場合はその他主要なものについて記入してください。

施 工 実 績 調 書

商号又は名称 _____

工 事 名	
発 注 者 名	
請 負 代 金 額	_____ 円 (消費税及び地方消費税の額を含む) 共同企業体の場合、出資比率であん分した額 _____ 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率)
工 事 概 要	

注1 施工実績は1件あれば可とします。

注2 記載した施工実績が確認できる以下書類を添付してください。ただし、施工実績が六ヶ所村から元請として請け負った工事である場合には、添付を省略することができます。

- ① 発注者が施工実績を証明する書類又はその写し
- ② CORINS (工事实績情報サービス) の竣工時工事カルテの写し
- ③ 工事請負契約書の写しのほか、設計図書の写し等施工実績を確認することができる書類

別記第4号様式

六ヶ所村簡易型一般競争入札（事後審査方式）参加申請書

年 月 日

（あて先） 六ヶ所村 長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加したいので、
申請書を提出します。

記

工事番号 第 号

工 事 名

担当者連絡先
氏 名
電 話
F A X

別記第6号様式

六ヶ所村簡易型一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先） 六ヶ所村 長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、
確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号 第 号

工 事 名

（添付書類）

- 1 総合評定値通知書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書

担当者連絡先
氏 名
電 話
F A X

六ヶ所村郵便入札実施要領

制定 平成 23 年 4 月 15 日訓令第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、六ヶ所村が発注する郵便による入札（以下「郵便入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第 2 条 村長は、郵便入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）の入札公告については、六ヶ所村財務規則（昭和 60 年 5 月 30 日規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 140 条第 11 号のその他必要な事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数及び落札者が決定しなかった場合の手続き
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札書の提出)

第 3 条 入札書は、指定する入札書に必要な事項を記入し、入札者の記名押印をした上で、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）とともに、指定する入札書到着期限までに郵送により提出しなければならない。

- 2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。
- 3 入札書は封筒に入れ封印し、表側に工事番号、工事名、入札日及び入札者名を記載した上で、入札書を郵送する封筒に入れなければならない。
- 4 入札書を郵送する封筒は、表側に工事名、入札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所及び差出人名を記載し、封印しなければならない。
- 5 郵送した入札書の差替え又は撤回、は認めないものとする。
- 6 入札書郵送後においても、入札執行（開札）までの間は、入札辞退を認めるものとし、入札を辞退する者は辞退届（様式第 1 号）を六ヶ所村財政課へ持参するものとする。

(入札の執行)

第 4 条 入札の執行回数は 1 回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。

- 2 落札者に対する連絡は入札執行後速やかに、電話により行うものとする。

(入札の立会い)

第5条 村長は、入札参加資格者の中から2人を入札立会人として立ち合わせなければならない。

2 前項の立会人は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の審査の終了後において、入札参加資格者の申請書に受付順に通し番号を付し、次の表のとおり入札参加資格者数の区分に応じた受付順番号に該当する者（法人にあつては代表者又はその代理人）を選任する。

入札参加資格者数	番 号
3人以下	1、2
4人以上10人以下	2、4
11人以上20人以下	3、11
21人以上	4、21

3 前項の規定により選任された立会人には、入札立会依頼書（様式第2号）により立会いを依頼するものとする。

4 立会人は、入札前に入札立会人名簿に署名するものとする。

5 予定された立会人が当該入札に立ち会わなくなったときには、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

6 事後審査方式による簡易型一般競争入札（以下「事後審査方式」という。）による入札の立会人に関する第1項及び第2項の適用については、第1項中「入札参加資格者」とあるのは「入札参加申請者」と、第2項中「入札参加資格確認申請書」とあるのは「入札参加申請書」と、「審査の終了後」とあるのは「受付終了後」と、「入札参加資格者」とあるのは「入札参加申請者」と読み替えるものとする。

(同価格入札の取扱い)

第6条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 事後審査方式による入札の場合における前項の規定の適用については、前項中「落札」とあるのは「落札候補」と、「落札者」とあるのは「落札候補者及び次の順位以降の者」と読み替えるものとする。

(無効の入札)

第7条 財務規則第154条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
- (2) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (3) 入札書が郵送された封筒記載の工事名、入札日及び差出人名、入札書が封印された封筒記載の工事名、入札日及び入札者名並びに同封された入札書の工事名、入札日及び入札者名に相異なる入札
- (4) 入札書が郵送された封筒に工事名、入札日、差出人住所及び差出人名が記載されていない入札
- (5) 入札書が封印された封筒に工事番号、工事名、入札日及び入札者名が記載されていない入札
- (6) 指定する入札書以外の入札書を提出した入札
- (7) 工事番号、工事名、工事場所、入札日のいずれかの事項を誤記入した入札書を提出した入札
- (8) 内訳書が同封されていない入札

(その他)

第8条 郵便入札に関しこの要領に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から実施する。

様式第1号

年 月 日

六ヶ所村長 様

住 所
名 称

入札辞退届

この度、下記工事の入札参加資格の確認を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

記

工事番号及び工事名：

開札予定期日：

※事後審査方式にあつては「入札参加資格の確認を受け」を「入札参加申請を提出し」と読み替えること。

様式第2号

年 月 日

様

六ヶ所村長

印

入札立会依頼書

下記工事の入札立会人に貴社が選定されましたので、入札への立会いを依頼します。
入札立会いの際には、本依頼書を必ず持参してください。

記

- 1 入札日時 年 月 日 () 時 分
- 2 入札場所
- 3 工事番号
- 4 工事名

注1 入札立会人は、貴社の正規社員の身分を有する方であればどなたでもかまいませんが、代表者以外の方が入札に立ち会う場合は、本依頼書のほかに委任状を必ず持参してください。

注2 必ず上記入札時間に間に合うように来庁してください。

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

制 定 平成 23 年 6 月 1 日 訓令第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、六ヶ所村と建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成 20 年 10 月 17 日国総建第 197 号及び国総建整第 154 号国土交通省建設流通政策審議官通知で創設された地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における契約約款（六ヶ所村財務規則（昭和 60 年 5 月規則第 4 号。以下「財務規則」という。）別記第二の契約約款をいう。以下同じ。）第 5 条第 1 項ただし書に基づく請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡の承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 融資制度を利用するため債権を譲渡することを認める建設工事は、請負代金額が 1,000 万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 受託工事等の特定の歳入財源を前提としたもの
- (2) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度のものであって、かつ、年度内に完成が見込まれるもの
 - イ 前年度から繰り越されたものであって、かつ、年度内に完成が見込まれるもの
- (3) 契約約款第 4 条（B）の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付したもの
- (4) 六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程（平成 15 年 3 月 24 日訓令第 9 号）第 4 条に定める低入札調査基準価格未満の金額で契約したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、請負者の施工能力に疑義が生じているなどの事由により債権を譲渡することが不適當であると認められるもの

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡を認める債権の額は、当該建設工事が完成した場合には、契約約款第31条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた当該建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金（契約約款第34条の規定による前払金をいう。以下同じ。）の額、部分払（契約約款第37条第1項の規定による部分払をいう。以下同じ。）により支払われた金額及び当該建設工事の請負契約により発生する六ヶ所村の請求権に基づく金額を控除したものとす。ただし、当該建設工事の請負契約が解除されたときは、契約約款第51条第1項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた当該建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金の額、部分払により支払われた金額及び当該建設工事の請負契約により発生する六ヶ所村の請求権に基づく金額を控除したものとす。

(債権譲渡の承諾)

第4条 債権譲渡の承諾は、債権譲渡承諾書（第1号様式）により行うものとし、その送付は、内容証明郵便によるものとする。

2 債権譲渡の承諾ができる期間は、当該建設工事の請負代金額に対する出来高（第2条第2号ア及びイの場合にあつては、最終年度の請負代金の支払限度額に対する出来高。以下同じ。）の割合が、40パーセント（契約約款第34条第4項の規定による前払金の支払いを受けている場合にあつては、60パーセント）以上になったと認められる日以降とする。

3 前項の規定による出来高の確認は、工事履行報告書（第2号様式）により行うものとする。

4 契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和60年5月規則第4号）第136条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、債権譲渡の承諾に係る審査のため、請負者から次の書類を提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾申請書（第3号様式） 3通

- (2) 債権譲渡契約書案 1通
 - (3) 工事履行報告書
 - (4) 発行日から3月以内の請負者及び債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）の
印鑑証明書 各1通
 - (5) 請負者が、財務規則第173条第1項第1号若しくは第3号又は同条第2項第2号若
しくは第3号に規定する措置を講じており、当該保険、保証約款等の規定により債権
譲渡につき保証人等の承諾が必要なときは、当該債権譲渡に係る保証人等の承諾書
1通
- 5 契約担当者は、債権譲渡整理簿（第4号様式）により常に債権譲渡の承諾申請に係る
処理経過を把握しておかなければならない。

(債権譲渡の承諾に係る審査)

第5条 契約担当者は、債権譲渡の承諾に当たっては、次に掲げる内容を審査するものと
する。

- (1) 債権譲渡承諾申請書について、譲渡しようとする債権の額が当該建設工事の請負契
約に基づき請負者が六ヶ所村に請求することができる請負代金額と一致しているこ
と。
- (2) 請負者と債権譲受人との間の債権譲渡契約において、原則として次のいずれかの措
置が講じられていること。

ア 請負者が倒産により下請負人（請負者が当該建設工事の請負契約を履行するために
使用する者で、請負者と直接の契約関係を有するものをいう。）及び資材業者（請負
者が当該建設工事を履行するために資材を購入する者で、請負者と直接の契約関係を
有するものをいう。）（以下「下請負人等」という。）への支払ができなくなった場合
において、債権譲受人は、債権譲受人が六ヶ所村から受け取る当該建設工事の請負代
金額の一定割合を限度として、請負者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約
をすること。

イ 請負者が倒産により下請負人等への支払いができなくなった場合において、債権譲受人は、債権譲受人が六ヶ所村から受け取る当該建設工事の請負代金額から請負者への貸付金を精算の上、残余の部分を請負者に代わって下請負人等に支払う旨の特約をすること。

- (3) 当該建設工事の請負代金額に対する出来高が40パーセント（契約約款第34条第4項の規定による前払金の支払いを受けている場合にあっては60パーセント）以上であること。

(債権譲渡の承諾申請に対する決定)

第6条 契約担当者は、請負者から債権譲渡の承諾申請についての書類を受理した日から7日以内（末日が六ヶ所村の休日を定める条例（平成2年3月条例第3号）第1条第1項各号に規定する六ヶ所村の休日に当たるときは、その翌日以後のその日に最も近い当該六ヶ所村の休日でない日まで。以下「処理期限」という。）に当該申請に対する諾否を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により処理期限までに債権譲渡の諾否を決定できないときは、契約担当者は、その旨を速やかに請負者に連絡するものとする。

3 契約担当者は、債権譲渡の承諾申請があった建設工事が、第2条に規定する対象工事に該当しないとき又は前条の審査の結果、債権の譲渡を承諾することが不適當であると認めるときは、その旨を速やかに請負者に書面により通知するものとする。

(融資実行報告書)

第7条 契約担当者は、六ヶ所村の債権譲渡の承諾後、請負者及び債権譲受人が債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結し、金銭消費貸借契約に基づき融資が行われたときは、速やかに債権譲渡契約書の写し及び融資実行報告書（第5号様式）を提出させるものとする。

(立入りの承認)

第8条 契約担当者は、債権譲受人が譲渡債権の担保価値を査定するため行う出来高確認

について、現場確認の必要があると認めるときは、工事に支障のない範囲で工事現場への立入りを承認することができる。

(請負代金等の請求)

第9条 契約担当者は、債権譲受人から当該建設工事の請負契約に基づき確定した債権金額の支払の請求があったときは、次の書類により、その内容を確認するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(第6号様式)
- (2) 債権譲渡承諾書の写し
- (3) 発行日から3月以内の請負者及び債権譲受人の印鑑証明書
- (4) 債権譲渡契約書の写し

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

債権譲渡承諾書

番 号
年 月 日

(甲) _____ 殿
(乙) _____ 殿

六ヶ所村長 印

年 月 日付けで申請のありました工事番号 第 号 工事の請負代金の譲渡につきましては、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて承諾します。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書第40条に基づく甲の責任が一切軽減されることとなるものではないことを申し添えます。

(建設工事の請負契約締結時に中間前金払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本承諾以降建設工事請負契約書第37条第1項の規定による部分払を請求できないこととします。

(建設工事の請負契約締結時に部分払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本承諾以降建設工事請負契約書第34条第4項の規定による前払金の支払を請求できないこととします。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件建設工事が完成した場合には、建設工事請負契約書第31条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた本件建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金及び部分払金並びに本件建設工事の請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件建設工事の請負契約が解除された場合には、建設工事請負契約書第49条第1項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた本件建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金及び部分払金並びに本件建設工事の請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書4(1)及び(4)の金額は、当該変更に係る金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結し、金銭消費貸借契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに県に債権譲渡契約書の写し及び別に定める融資実行報告書を提出すること。
- 本件譲渡債権は、乙の甲に対する本件建設工事に係る貸付金及び甲倒産時の本件建設工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、本件譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他その帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこと。

承	諾	番	号

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	第 号			工事
工 期	年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
日 付	年 月 日 (月分)			
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考	
(記載欄)				

※工事量による進捗率とする。

監督員

主任 (監理) 技術者	現場 代理人

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

六ヶ所村長 様

請負者
 (譲渡人) 住所
 氏名 .
 (譲受人) 住所
 氏名 .

請負者（以下「甲」という。）が貴殿に対して有する 年 月 日契約した工事番号 第 号 工事の請負代金債権を、 (以下「乙」という。)に譲渡することについて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾してくださいよう申請します。

乙においては、本件譲渡債権を担保として、甲に対し本件建設工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請負人等に対する代金の適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書第40条に基づくかき担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

(建設工事の請負契約締結時に中間前金払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本申請について承諾があった以降は、建設工事請負契約書第37条第1項の規定による部分払を請求しません。

(建設工事の請負契約締結時に部分払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本申請について承諾があった以降は、建設工事請負契約書第34条第4項の規定による前払金の支払を請求しません。

記

- 1 工事名
 - 2 工事場所
 - 3 工期 年 月 日から 年 月 日まで
 - 4 (1) 請負代金額 ￥ _____ ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その変更後の金額とする
 - (2) 前払金額 ￥ _____
 - (3) 既部分払金額 ￥ _____
 - (4) 債権譲渡額 ￥ _____ (平成 年 月 日現在見込額)
- ただし、契約変更により(1)に増減が生じた場合は、変更後の(1)から(2)及び(3)を控除した額となる

第5号様式

融資実行報告書

平成 年 月 日

六ヶ所村長 様

譲渡人(甲) 住所
(借入者) 氏名 .
譲受人(乙) 住所
(貸付者) 氏名 .

甲が貴殿に対して有する下記建設工事の請負代金債権の譲渡については、平成 年 月 日 番 号で承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受領しましたので報告します。

なお、下記建設工事の請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

また、本件融資に際し、甲は乙に当該建設工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認したことを申し添えます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から
年 月 日まで

4 債権譲渡

(1) 請負代金額 ￥ _____ ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その変更後の金額とする

(2) 前払金額 ￥ _____

(3) 既部分払金額 ￥ _____

(4) 債権譲渡額 ￥ _____ (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により(1)に増減が生じた場合は、変更後の(1)から(2)及び(3)を控除した額となる

2 承諾番号

3 振込口座

(1) 金融機関名

(2) 預金の種別及び口座番号

(3) 口座名義人

第6号様式（第9条関係）

工事請負代金請求書

¥ _____
ただし、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日契約の工事番号 _____ 第 _____ 号
工事の請負代金

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1 請負代金額 | ¥ _____ |
| 2 前払金受領済額 | ¥ _____ |
| 3 部分払金受領済額 | ¥ _____ |
| 4 履行遅滞の場合における損害金等 | ¥ _____ |
| 5 今回請求額（1 - (2 + 3 + 4)） | ¥ _____ |

上記のとおり請求します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

六ヶ所村長 _____ 様

住所
氏名

振 込 口 座	
金融機関名	
預金の種別	当 座 ・ 普 通
口座番号	
名 義 人	